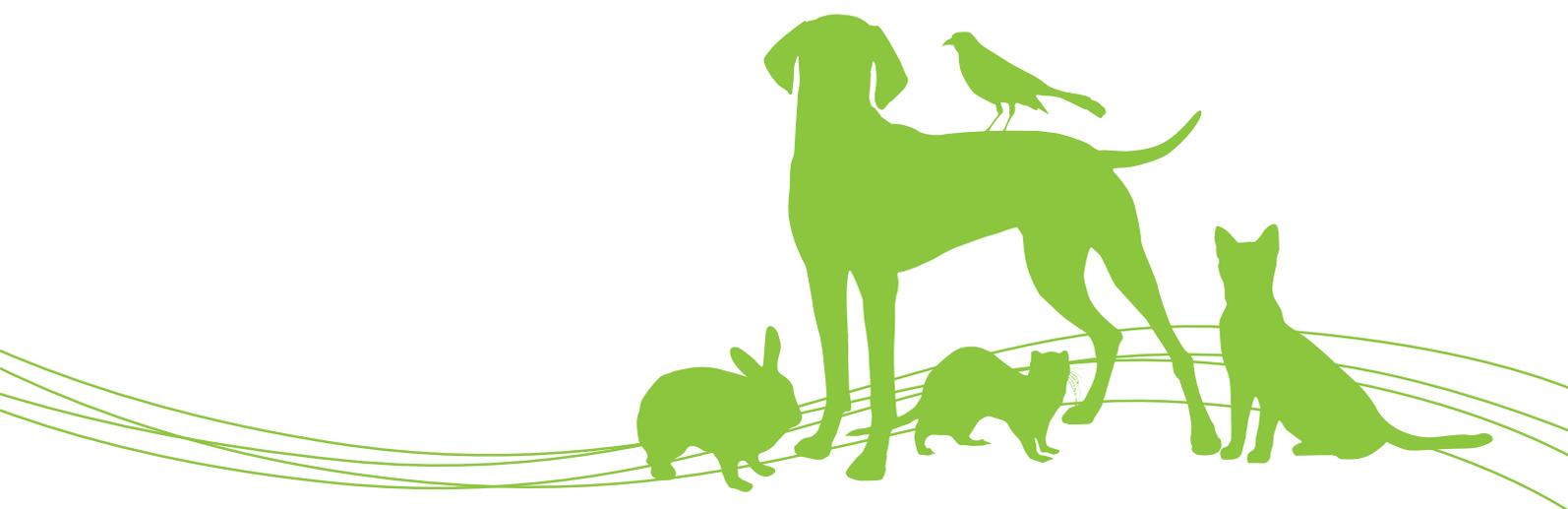


2010

DISCLOSURE

## アニコム損害保険の現状



アニコム損害保険株式会社

日頃より、アニコム損害保険をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当社の経営方針・事業概況・財務状況などについて皆様にご理解いただきたく、

「アニコム損害保険の現状 2010」を発行いたしました。

本誌が、当社をご理解いただく一助として、皆様のお役に立てば幸いに存じます。

※本誌は「保険業法第111条」及び「同施行規則第59条の2及び第59条の3」に基づいて作成したディスクロージャー誌（保険会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類）です。

## ■ アニコムグループ経営理念



# ani+com=anicom

アニコムグループは、それぞれの命が持つ個性の違いを互いに尊重しあい、  
分業協力することで、世界中に「ありがとう」を拡大します。

アニコムグループでは、社名に掲げた  
「ani（命）+communication（相互理解）=∞（無限大）」を企業活動の根源にすえています。  
命あるものがお互いに理解し、ともに一つの目的に向かって力を合わせることで、  
これまで不可能と思われていたことが可能になると考えているからです。  
私たちはペット保険事業を柱にこの無限大の価値創造力を活かし、「ありがとう」を拡大します。

## ■ アニコムグループ経営方針

### 1 オープン・マネジメント

■アニコムグループは、オープンで、「対話のできる法人」を目指します。

組織が大きくなるにつれて、ステークホルダーの皆様の声は、法人に届きにくくなりがちです。アニコムグループでは、ステークホルダーの皆様から「見える」「話せる」と実感していただける「対話のできる法人グループ」を目指してオープン・マネジメントを推進します。

### 2 マーケットアウト・マネジメント

■アニコムグループは、常にお客様の視点に立って、新しい価値の創造に努めます。

アニコムグループは、常にお客様の視点に立ち、お客様の求めるサービスを創り出す、マーケットアウト（お客様の真のニーズにお応えすること）を意識することで、常に柔軟な経営を徹底し、お客様の願いを実現するとともに、新しい価値を創造することに努めます。

### 3 ロールプレイング・マネジメント

■アニコムグループは、個々に与えられた役割（ロール）を最高に演じる（プレイング）ことで、個人と組織の飛躍的成長を促進します。

アニコムグループは、個々と組織の役割を明確にし、その役割を役者のごとく最高に演じることで、何事にも果敢に挑戦し続け、常に新たなスキルを吸収し、飛躍的な成長を促進させる経営を実践します。



# contents

## シンボルマーク



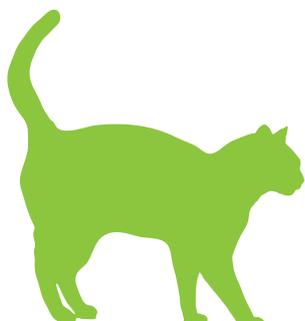
「はっば」のシンボルマークは、4枚のハート型の「はっば」で構成されています。ハート型でアニコムグループの理念である「命」を連想させるとともに、4枚の「はっば」をつなぐことで、分業協力する「命」の姿を表しています。色は、「命」をイメージする植物の芽の色、アニコムライトグリーンを配しています。

## アニコム損保の経営方針

私たちアニコム損保は、ペット保険を通じて、  
飼い主の皆様の「涙」を減らし、「笑顔」を生みだす  
保険会社を目指します。

家族であるどうぶつがケガや病気をして喜び飼い主  
はいません。つまり、ケガや病気で保険金をお受け  
取りになられることは、飼い主の皆様が『涙』を流  
していることを意味します。

アニコム損保では、保険金支払データの分析を通じ  
て、どうぶつがケガをしない、病気にならないため  
の情報の提供など、飼い主の皆様が『涙』を減らし、  
『笑顔』を生みだす保険会社を目指して、グループ  
をあげてケガや病気の予防促進に取り組んでまいり  
ます。



会社概要	02
沿革	03
トップメッセージ	04
トピックス	05

## I 経営について

1. アニコムグループの概要	08
2. 2009年度の事業概況	09
3. 内部統制システムの構築	11
4. コーポレート・ガバナンスの状況	13
コーポレート・ガバナンス体制	13
反社会的勢力の排除	14
5. コンプライアンス	15
コンプライアンス態勢	15
勧誘方針	16
利益相反管理基本方針	17
6. リスク管理	18
7. 個人情報の保護	21
8. 募集制度	24
9. 「お客様の声」への対応	26
10. 社会貢献活動	30

## II 業務について

1. 保険のしくみ	34
2. 取扱商品	35
3. 約款	36
4. 保険金のお支払い	37
5. 各種サービス	41

## III コーポレートデータ

1. 株式の状況等	44
2. 会社の組織	46
3. 役員の状況	47
4. 従業員の状況	49

## IV 業績データ

IV-1 主要な業務に関する事項	
1. 代表的な経営指標等	52
2. 直近の5事業年度における主要な業務の 状況を示す指標	53
3. 業務の状況を示す指標	54
IV-2 財産の状況	
1. 計算書類	63
2. リスク管理債権	69
3. 債務者区分に基づいて区分された債権	69
4. ソルベンシー・マージン比率	70
5. 時価情報	71
6. 会計監査及び代表者による財務諸表に 関する確認書	72
損害保険用語の解説	73

## 会社概要

(2010年3月31日現在)

社名（英文社名）	アニコム損害保険株式会社（Anicom Insurance, Inc.）
代表取締役社長	小森 伸昭
設立年月日	2006年1月26日 (アニコム インシュアランス プランニング株式会社として設立)
開業日	2008年1月10日
本社所在地	〒161-8546 東京都新宿区下落合1-5-22 アリミノビル2階
電話番号	03-5348-3777
資本金	43億5,000万円
従業員数	193名
株主	アニコム ホールディングス株式会社（100%）
事業内容	損害保険業

### お客様からのお問い合わせ窓口（2010年7月1日現在）

#### ■あんしんサービスセンター

0800-888-8256（携帯電話・PHSからは03-6810-2314）  
受付時間：平日 9:30～17:30 土日・祝日 9:30～15:30

#### ■お客様相談センター（ご意見・苦情等のご相談窓口）

0800-111-1091（携帯電話・PHSからは03-6810-2315）  
受付時間：平日 9:30～17:30 土日・祝日 9:30～15:30

### 店舗所在地一覧（2010年7月1日現在）

#### ■北海道支店

所在地 | 〒060-0001 北海道札幌市中央区北一条西6-2 損保ジャパン札幌ビル7階  
電話番号 | 011-232-2336

#### ■中部支店

所在地 | 〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄2-4-1 広小路栄ビルディング8階  
電話番号 | 052-218-6350

#### ■近畿支店

所在地 | 〒540-8505 大阪府大阪市中央区城見2-2-53 大阪東京海上日動ビル14階  
電話番号 | 06-6943-7510

#### ■九州支店

所在地 | 〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神3-9-25 東晴天神ビルディング6階  
電話番号 | 092-714-2285

## 沿革

(2010年3月31日現在)

2006年 1 月	アニコム インシュアランス プランニング株式会社 設立
2007年10月	資本金を35億円とする（資本準備金6億1,400万円）
2007年12月	金融庁より損害保険業免許取得 アニコム損害保険株式会社へ商号変更
2008年 1 月	ペット保険「どうぶつ健保」販売開始 （4月1日以降保険責任開始契約）
2008年 4 月	ペット保険「どうぶつ健保」補償開始
2009年 1 月	ソニー損害保険株式会社において当社商品の販売開始 （同社と募集業務の代理及び事務の代行に関する契約を締結）
2009年 3 月	6億円増資し、資本金41億円に（資本準備金12億1,400万円）
2010年 3 月	親会社のアニコム ホールディングス株式会社が 東京証券取引所マザーズ市場へ上場 2億5,000万円増資し、資本金43億5,000万円に （資本準備金14億6,400億円）

現  
状

## トップメッセージ

当社は、人の健康保険制度のように、安心できる医療環境を「家族の一員であるどうぶつにも提供していきたい」という願いから、ペット保険専門の保険会社として2008年1月に営業を開始しました。

2009年度は、ペット保険募集の主力チャネルとなるペットショップ代理店網の拡充を図るとともに、金融機関代理店やカーディーラー代理店等新たな代理店網の開拓、企業内保険代理店との提携など、ペット保険の普及を推進すべく、販売チャネルの多様化に注力してまいりました。その結果、2010年3月末には、おかげさまで保有契約件数が29万件に達し、2009年度の正味収入保険料は89億円となりました。一方、保険金支払いについては、「ペットの健康保険」として契約者の皆様にご利用いただいた結果、2009年度の保険金支払件数は81万件を超え、正味支払保険金は37億円となりました。この他、責任準備金の繰入れ、事業費等の経費を差し引いた結果、当期純利益は1億2,400万円となりました。

また、損害保険会社としての営業開始から2年目を迎え、「お客様の声」の把握・分析をもとに、お客様の利便性の向上や、各種の業務改善に努め、保険金のお支払いまでの所要日数の短縮をはじめ、商品の改定や、当社ホームページの「ご契約者専用ページ」のサービス向上等につなげてまいりました。「お客様の声」の概況や改善事例につきましては、当社のホームページにおいても公開し、改善状況をご確認いただけるようにしております。

2010年度は、入院、通院の支払限度日数を無制限に拡大し、保険金の支払割合についても、従来の50%に加えて70%、90%をお客様に選択いただける新たな商品の発売や、保険金請求を受領した旨をEメールでご通知するなど、更なるサービスの向上を図るとともに、蓄積した保険金支払データをもとに、予防情報の提供を行い、当社の経営方針である『涙』を減らし、『笑顔』を生みだす保険会社を目指して邁進してまいります。引き続き、一層のご愛顧とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2010年7月



アニコム損害保険株式会社  
代表取締役社長

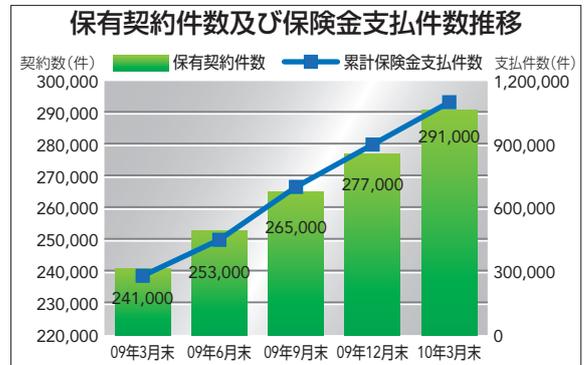
小森伸昭

トピックス

■保有契約件数及び保険金支払件数の推移

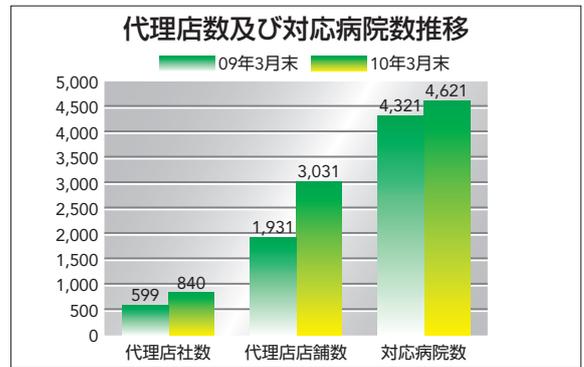
ペット保険の保有契約件数<sup>(※)</sup>は、2010年3月末で29万1,000件に達するとともに、営業開始以降の累計保険金支払件数は、110万件を超えました。人の健康保険制度と同様に、対応病院で利用できる「窓口精算システム」や、お気に入りのペットの写真がプリントされた「診療記録簿」等に厚いご支持をいただき、ペットと飼い主の毎日の生活に密着した保険として、多くの皆様に利用していただいています。

※保有契約件数とは、算出日時時点で保険契約が有効に成立している契約の件数です。



■代理店数及び対応病院数の推移

多くのお客様に、ペット保険「どうぶつ健保」をより便利にご利用いただけるよう代理店網の開拓、対応病院の拡充に努めています。2010年3月末の代理店は840社、店舗数にして3,031店となり、対応病院数は4,621病院となりました。



■開業2周年記念 Famica (ファミカ) カードをプレゼント



開業2周年を記念し、2009年度に保険始期を迎えた契約者の皆様を対象に、迷子検索サポート機能が付いたFamica (ファミカ) カードのプレゼントを行いました。ご好評につき、新規にご契約いただいたお客様を対象に、2010年度も引き続きキャンペーンを継続しています。

Famicaカードは、縦2.5cm×横4cmの大きさで、ご契約者名、どうぶつ名、どうぶつのお写真、どうぶつが迷子になった場合の連絡先等が記載されており、万一、どうぶつが迷子になった場合でも、飼い主の個人情報を開示することなく飼い主へ連絡を取ることが可能です。

■株式会社ヤナセとの提携を開始

株式会社ヤナセと代理店契約を締結し、2009年9月よりヤナセ直営店舗でペット保険「どうぶつ健保ふぁみりい」の販売を開始しました。

株式会社ヤナセは、新車累計販売台数170万台を誇る輸入車販売最大のディーラーであり、ペットとともにカーライフを楽しむ同社のお客様にご紹介いただくことにより、ペット保険の販売を促進しています。



## トピックス

### ■「ご契約者専用ページ」がより便利に使いやすく

ホームページの「ご契約者専用ページ」が、ご契約者情報の照会・変更等の従来の機能に加え、2009年6月からは保険金受取状況の確認、2009年7月からは保険料払込状況の確認が可能になりました。また、2010年3月には携帯電話の「ご契約者専用ページ」においても、住所、電話番号や改姓等のご契約者情報の変更手続き、診療記録簿用の写真の送信が可能になりました。2010年度も引き続き利便性の向上に努めていきます。

※「ご契約者専用ページ」のサービスの詳細については、41ページをご参照ください。



### ■保険法の改正に伴う約款改定を実施

「保険契約者等の利益保護」等を目的として、商法における保険契約に関する規定が新たに「保険法」として整備され、2010年4月1日に施行されました。

当社は、「保険法」に対応するとともに、お客様から多数のご要望をいただいている免責事項の整理・明確化を目的として、2010年3月1日に以下のとおり約款改定を行いました。

#### 改定の概要（※改定の詳細につきましては、約款をご参照ください。）

- ・ 保険金のお支払いに関して、特別な調査が必要となる場合も含め、支払期限を明確化しました。
- ・ ご契約時にお客様にお申し出いただく「告知事項」を限定列举することにより、告知事項を明確化しました。
- ・ 「保険金を支払わない場合」の整理・明確化を行いました。
- ・ お客様からのご契約の解除（任意解約）の場合に、（未経過期間に対する）日割計算によって返還保険料を算出することとしました。

### ■アニコム ホールディングス株式会社が東証マザーズへ上場

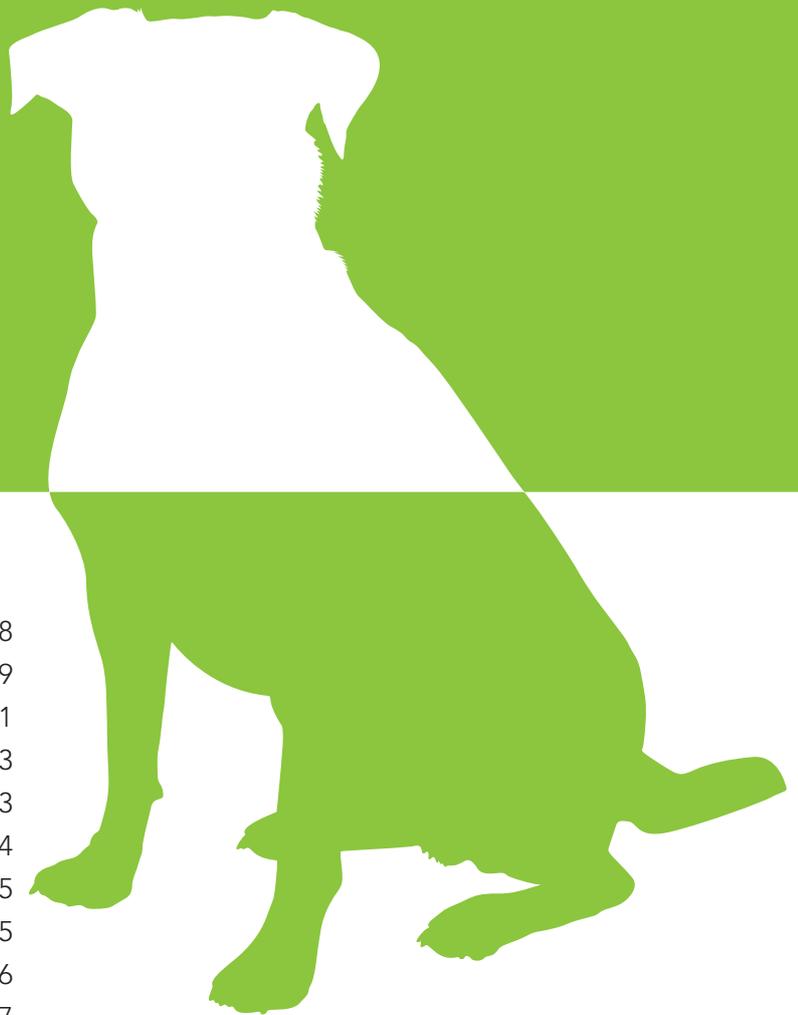
当社の親会社であるアニコム ホールディングス株式会社が、2010年3月3日に株式会社東京証券取引所マザーズ市場へ新規上場しました。これを機に、当社グループは、より一層の経営基盤の強化と経営の効率化、コンプライアンスの推進を図っていきます。

また、当社のペット保険が、どうぶつ健康保険制度として社会に広く認知・活用されるようペット保険の更なる普及を目指してまいります。



# I

# 経営について



1. アニコムグループの概要	08
2. 2009年度の事業概況	09
3. 内部統制システムの構築	11
4. コーポレート・ガバナンスの状況	13
コーポレート・ガバナンス体制	13
反社会的勢力の排除	14
5. コンプライアンス	15
コンプライアンス態勢	15
勧誘方針	16
利益相反管理基本方針	17
6. リスク管理	18
7. 個人情報の保護	21
8. 募集制度	24
9. 「お客様の声」への対応	26
10. 社会貢献活動	30

## アニコムグループの概要

### ■アニコム ホールディングスの概要 (2010年3月31日現在)

アニコム ホールディングス株式会社は、保険業法第271条の18に基づく保険持株会社であり、アニコム損害保険株式会社を中核とした、グループ全体の経営戦略・経営計画の立案をはじめ、子会社の経営管理を担っています。各社の付加価値創出力を極限まで高めることで、グループ全体の無限大の価値創造を具現化することを目指しています。



社名 (英文社名)	アニコム ホールディングス株式会社 (Anicom Holdings, Inc.)
代表取締役社長	小森 伸昭
設立年月日	2000年7月5日 (株式会社ビーエスピーとして設立)
本社所在地	〒161-0033 東京都新宿区下落合1-5-22 アリミノビル2階
電話番号	03-5348-3911
資本金	41億5,705万円
従業員数	9名
事業内容	子会社の経営管理

### ■アニコムグループの概要 (2010年3月31日現在)



アニコム ホールディングス株式会社



※アニコム損保の概要は2ページ  
をご参照ください。

社名 (英文社名)	アニコム フロンティア株式会社 (Anicom Frontier, Inc.)
代表取締役社長	永光 良介
設立年月日	2005年2月25日
本社所在地	〒161-0033 東京都新宿区下落合1-5-22 アリミノビル2階
電話番号	03-6863-0057
資本金	1,000万円
従業員数	2名
株主	アニコム ホールディングス 株式会社 (100%)
事業内容	・事務業務の受託 ・生命保険募集、損害保険代理業

社名 (英文社名)	アニコム パフェ株式会社 (Anicom Pafe, Inc.)
代表取締役社長	長田 卓史
設立年月日	2004年12月24日
本社所在地	〒161-0033 東京都新宿区下落合1-5-22 アリミノビル2階
電話番号	03-5348-3795
資本金	1,000万円
従業員数	9名
株主	アニコム ホールディングス 株式会社 (100%)
事業内容	・動物病院支援事業

## 2009年度の事業概況

## (1) 事業の経過

当社は、2008年4月1日に保険引受を開始してから2年目の事業年度を迎え、ペット保険募集の主力チャネルとなるペットショップ代理店網の拡充や、金融機関代理店やカーディーラー代理店網のさらなる拡充を図るとともに、企業内保険代理店との提携など、ペット保険の普及推進を図るため、募集力の強化に注力してまいりました。

また、保有契約の継続率向上に向けて各種取り組みに努めた結果、継続率につきましても上昇基調で推移いたしました。一方、保険金請求の利便性向上に向けた取り組みとして、提携医療機関網の拡充にも努めた結果、対応病院数も4,600病院を超えるに至りました。

今後も健全かつ高品質な業務遂行をすべく態勢整備に努め、お客様に喜ばれる商品・サービスの提供、ペット保険の普及に向けて取り組んでまいります。

## ●決算の概況 (2009年度)

(単位：百万円)



## 2009年度の事業概況

## (2) 2009年度の業績

保険引受収益9,003百万円に、資産運用収益70百万円、その他経常収益2百万円を加えた経常収益は、9,076百万円（前年度は6,473百万円）となりました。一方、責任準備金繰入額を含む保険引受費用5,541百万円、営業費及び一般管理費3,082百万円、その他経常費用268百万円となり、これらを合わせた経常費用は8,892百万円、経常利益は183百万円（前年度は1,275百万円の経常損失）となりました。これに、特別損失、法人税及び住民税等を加減した当期純利益は124百万円（前年度は1,286百万円の当期純損失）となりました。

## 〈保険引受収支の概況〉

正味収入保険料は8,980百万円、正味支払保険金は3,766百万円、損害調査費は316百万円となり、正味損害率は45.5%となりました。また、保険引受に係る営業費及び一般管理費は3,079百万円、諸手数料及び集金費は538百万円となり、正味事業費率は40.3%となりました。

正味収入保険料に支払備金戻入額22百万円を加えた保険引受収益は9,003百万円、正味支払保険金、損害調査費、諸手数料及び集金費に責任準備金繰入額919百万円を加えた保険引受費用は5,541百万円となり、保険引受収益から保険引受費用、保険引受に係る営業費及び一般管理費等を控除した保険引受収支は383百万円の利益（前年度は1,949百万円の損失）となりました。

## (3) 対処すべき課題

ペット保険の認知度は、年々向上しつつあると認識しておりますが、未だその具体的な補償内容や、必要性・利便性等は十分に認識されていないと考えられ、引続きペット保険の認知度を向上させるべく、例えば、契約者の皆様からのアンケート結果や保険金支払実績を分析した「ニューズリリース」の配信など、積極的な広報活動の強化等をはかってまいります。

また、代理店網の拡充や、Web等を媒体とした広告宣伝の強化、補償内容やサービス内容の拡充による商品魅力や顧客利便性の向上により、ペット保険の普及に努めてまいります。

保険募集態勢、保険金支払態勢につきましては、継続的改善による業務品質の更なる向上に努めるとともに、業務効率の向上にも積極的に取り組みます。

## 内部統制システムの構築

会社法及び会社法施行規則に定める、株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備について、当社では以下の「内部統制システム基本方針」を取締役会において決議しています。

当社は、本方針に従って内部統制システムを適切に構築し、運用しています。

## 内部統制システム基本方針

## 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) グループ全役職員が日常活動における判断・行動に際し、遵守すべき基準として「アニコムグループ 倫理規範」を掲げ、周知・徹底する。
- (2) 取締役会において、「コンプライアンス基本方針」、「アニコムグループ コンプライアンスマニュアル」等の法令遵守の徹底を図るための基本方針等を制定し、事業活動においてコンプライアンスを基本とする姿勢を全役職員に対し、周知・徹底する。
- (3) 各種契約書・社外宛文書の事前点検や、「苦情」への対応方針等につき社内ルールを定めて周知を図るほか、その遵守状況等について、内部監査室及びコンプライアンス・リスク管理部がモニタリングする体制を構築する。
- (4) コンプライアンス推進体制については、定期的を開催する「コンプライアンス・リスク管理委員会」が重要事項を審議するほか、「コンプライアンス基本方針」の遵守状況等を把握・チェックし、その結果を取締役会に報告する。
- (5) 当社の役職員が、コンプライアンス上の疑義を発見した場合には、職制を通じた報告ルート以外に、社内外のホットラインを活用できる体制とする。
- (6) 取締役会が定める「反社会的勢力対応の基本方針」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し健全な企業経営を実現するための対応態勢を整備する。

## 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「情報セキュリティ管理基本方針」、「文書管理規程」の中で、取締役の職務執行に係る情報ははじめ各種の情報、文書、議事録等の取扱いルールを定め、これらを適切に保存・管理する。

## 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 事業運営上の「リスク」について、「リスク管理方針」及び「統合的リスク管理方針」を定め、リスクカテゴリーごとに分類して定義・体系化している。各リスクの主管部署が中心となって所管リスクを日常的・継続的に管理するとともに、統括部署であるコンプライアンス・リスク管理部がリスク管理の状況や実態を統合的に把握・チェックする体制とする。
- (2) 「コンプライアンス・リスク管理委員会」を定期的を開催し、当社におけるリスク管理に関する重要事項を審議するとともに、体制整備の進捗状況や有効性について検討し、その結果を取締役会に報告する。

## 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、取締役会を毎月開催するとともに、必要に応じて臨時にこれを開催する。
- (2) 取締役会は、「取締役会規則」及び「職務責任権限規程」を定め、重要事項の決定基準、取締役の職務分掌、権限範囲を明らかにするとともに、効率的に業務が遂行されるように組織機構を整備する。
- (3) 中期経営計画及び年度計画を策定し、取締役は達成状況の確認を通じて所管業務の執行につき多面的な分析・施策の検討を行い、取締役会等に報告する。さらに、迅速な意思決定と適切なモニタリングが行われるよう、執行役員を選任して特定業務についてその執行を委任する。

## 内部統制システムの構築

**5. 財務報告の適正性を確保するための体制**

財務報告に係る内部統制の整備・運用・評価に関する基本的事項を定めた「内部統制基本方針」を整備するとともに、財務報告の適正性を確保するための体制、その他法令等に定める情報開示について適切な開示が行われるための体制を整備する。

**6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- (1) 「アニコムグループ 倫理規範」をグループ各社共通の規範と定め、全役職員の遵法意識の醸成を図るとともに、「コンプライアンス基本方針」、「リスク管理方針」、「統合的リスク管理方針」及び「情報セキュリティ管理基本方針」等を制定し、その徹底を図る。
- (2) 内部管理態勢が有効・適切に機能しているか否かについては、内部監査室及びコンプライアンス・リスク管理部が、実態を把握して、その結果を取締役に報告する。

**7. 監査役監査に関する体制**

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役会に監査役会事務局を設置するとともに、「監査役会規則」に基づき、監査役を補助する専任の使用人（以下、補助使用人という）を配置する。
- (2) 補助使用人の取締役からの独立性に関する事項  
「監査役会規則」に基づき補助使用人の人事異動、評価、懲戒処分等については監査役会の同意を得ることとする。また補助使用人は、その職務の執行に関して、監査役の指揮命令のみに服することとする。
- (3) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する事項
  - ①取締役会、経営会議等において、取締役から業務の執行状況について報告を受け、また監査役から取締役への意見開示が、適時行われる体制とする。また、代表取締役との定期的な会合として経営審議会を開催し、情報の共有と意見の交換を行う。
  - ②監査役は、コンプライアンスやリスク管理をはじめとする重要事項については、内部監査室、コンプライアンス・リスク管理部、経営企画部等から、日常的・継続的に報告を求めることとする。
- (4) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ①各部署の責任者あるいは担当者は、監査役の求めに応じて業務執行に関する報告を行う。
  - ②監査役は、取締役に対して重要事項の報告を求めるなど、取締役との連携を密にし、効率的な監査を行う。

## コーポレート・ガバナンスの状況

### ■コーポレート・ガバナンス体制

当社は、グループの経営理念及び経営方針に沿って、すべてのステークホルダーに対して社会的責任を果たしていくことを通じて、企業価値を高めてまいります。そのために、当社は、健全で透明性の高いコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。

#### (1) 取締役会・取締役

##### ①役割

取締役会は、当社の方針、重要な業務執行を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する責務、適切な内部統制態勢を構築し、運用する責務を負います。さらに取締役会は、中期経営ビジョンや各種基本方針を決定するなど機能を持します。

各取締役は、取締役会がこれらの責務・機能を十分に発揮できるよう努めます。

##### ②構成

取締役会の構成取締役数は、8名以内とします。

##### ③任期

取締役の任期は1年とし、再任を妨げないものとします。

#### (2) 監査役会・監査役

##### ①役割

監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として、当社の健全で公正な経営に寄与し、社会的信頼に応えることを目的とし、取締役の職務の執行を監査します。監査の実施にあたっては、監査役会で定めた監査役会規則、監査役監査基準、監査方針、監査計画等に従い、質の高い監査を実施するよう努めます。

##### ②構成

監査役会の構成監査役数は、5名以内とします。このうち半数以上を社外監査役とします。

##### ③任期

監査役の任期は4年とし、再任を妨げないものとします。

#### (3) 会計監査人

会計監査人（外部監査人）による会社法に基づく監査が実施されており、監査役・監査役会及び内部監査室と相互協力し、有効な会計監査の実施に努めています。

#### (4) コーポレート・ガバナンスを支援する重要な委員会・部門

##### ①コンプライアンス・リスク管理委員会

代表取締役を委員長とした同委員会を毎月開催し、コンプライアンス・リスク管理体制の評価・課題抽出を行うとともに、管理方法の確立に向けての方針を策定し、取締役会に付議・報告を行います。

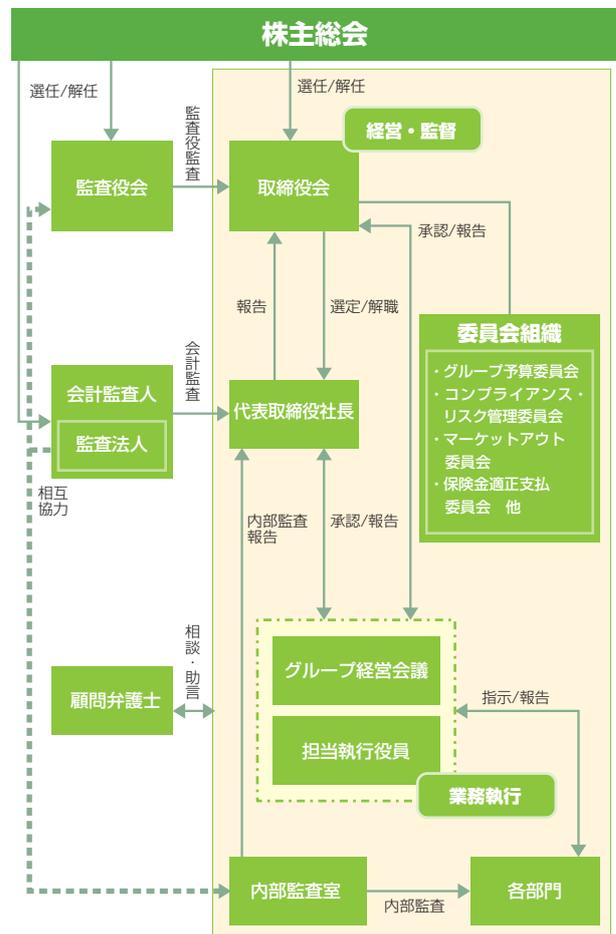
##### ②内部監査室

内部監査室は、内部監査方針・計画等に基づき、内部監査を実施し、取締役会への報告を行います。

#### (5) 顧問弁護士

法的な課題に対し、顧問弁護士から随時アドバイスを受け、適法性の確保に努めています。

【コーポレート・ガバナンス図】



## コーポレート・ガバナンスの状況

## ■反社会的勢力の排除

当社は、反社会的勢力を排除する取り組みを推進していくことが、保険会社の公共的使命と社会的責任を果たす観点から不可欠であるとの認識のもと、お客様をはじめとするステークホルダーの皆様の信頼を得られるよう、また、業務の適切性及び健全性を確保するため、以下の「反社会的勢力対応の基本方針」に基づき適切な対応に努めています。

## 反社会的勢力対応の基本方針の概要

## 1. 組織・体制

反社会的勢力対応の責任部門は、コンプライアンス・リスク管理部とし、反社会的勢力に関する事項を一元管理するものとする。なお、管轄警察署・暴力団追放運動推進都民センター等の日常的な連絡・講習等の窓口は総務部門とし、コンプライアンス・リスク管理部に対し、定期的に活動報告を行うものとする。さらに、コンプライアンス・リスク管理部は、反社会的勢力に関する情報のうち、経営に重大な影響を与える、又は、顧客の利益が著しく阻害される一切の事項について、取締役会等に速やかに報告するものとする。

## 2. 対応方針

- (1) 反社会的勢力との取引を排除するため、以下の点に留意した取り組みを実施する。
  - ①反社会的勢力との取引を未然に防止するための適切な事前審査の実施や必要に応じて契約書等に暴力団排除条項を導入する。
  - ②いかなる理由であれ、反社会的勢力であることが判明した場合には資金提供や不適切・異例な取引は行わない。
- (2) 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、担当者や担当部門だけに任せることなく、取締役等の経営陣が適切に関与し、組織として以下の点に留意した対応を行うものとする。
  - ①反社会的勢力による不当要求に屈することなく対応するとともに、従業員の安全を確保する。
  - ②積極的に警察・暴力団追放運動推進都民センター・弁護士等の外部専門機関に相談するとともに、暴力団追放運動推進都民センター等が示している不当要求対応要領等を踏まえた対応を行う。特に、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに管轄警察署に通報する。
  - ③あらゆる民事上の法的対抗手段を講じるとともに、積極的に被害届を提出するなど、刑事事件化も躊躇しない対応を行う。
  - ④反社会的勢力からの不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合には、反社会的勢力対応と不祥事案の責任部門であるコンプライアンス・リスク管理部が速やかに事実関係を調査し、適切な対応を行うこととする。

## コンプライアンス

## ■コンプライアンス態勢

当社では、以下の「コンプライアンス基本方針」を定め、全役職員に周知徹底するとともに、「コンプライアンス推進体制」を整え、あらゆる事業活動において、コンプライアンスを最優先することとしています。

## コンプライアンス基本方針（骨子）及び推進体制

## ■基本方針

## 1. 法令等の遵守

各種法令や社内ルールを遵守するとともに、公正で自由な競争を行い、誠実かつ適正な企業活動を行います。

## 2. 社会・政治との関係

社会や政治との適正な関係を維持します。また、反社会的勢力に対しては毅然とした対応を堅持します。

## 3. 適正で透明性の高い経営

業務の適正な運営を図るとともに、適時・適切な情報開示を行い、透明性の高い経営に努めます。

## 4. 人権の尊重

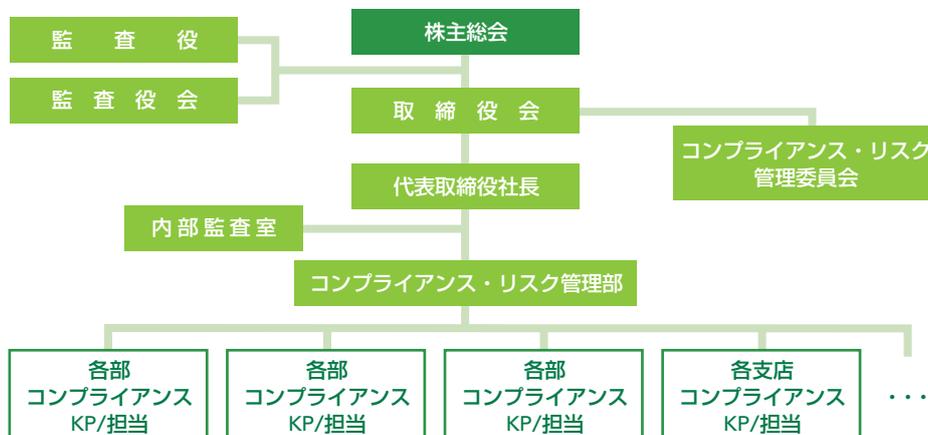
お客様や当社の役職員をはじめ、あらゆる人の基本的人権を尊重します。

## ■推進体制

「コンプライアンス・リスク管理委員会」において、コンプライアンス推進のための施策の立案や実施状況の点検・確認を行うとともに、各部門（支店含む）に責任者であるコンプライアンス・キーパーソン（KP）とコンプライアンス・リスク管理担当を配置し、コンプライアンス・リスク管理部が中心となり、コンプライアンスの周知徹底に取り組んでいます。

また、役職員等がコンプライアンス上の問題（疑義案件を含む）を発見した場合は、直ちにコンプライアンス・リスク管理部等に報告を行うことが義務づけられています。さらに発見者が通常ルートでの報告が適当でないと感じた場合には、社内外のホットラインを利用して報告・相談を行うことができる体制を整えています。

## 【コンプライアンス推進体制図】



**■勧誘方針**

当社では、以下の「勧誘方針」を定めて、適正な保険商品の販売・勧誘に努めています。

**勧誘方針****1. お客様の視点に立ってご満足いただけるように努めます****(1) 保険商品の販売について**

- ・お客様の保険商品に関する知識、ご経験、目的など、保険商品の特性に応じた必要な事項を勘案し、お客様のご意向と実情に沿った保険商品の説明及び提供に努めます。
- ・お客様にご迷惑をおかけする時間帯や場所、方法での勧誘はいたしません。
- ・お客様に保険商品についての重要事項を正しくご理解いただけるように努めるとともに、お客様が十分に納得のうえ、ご契約いただくよう努めます。

**(2) 各種対応について**

- ・お客様からのお問い合わせに対し、迅速・適切・丁寧な対応に努めます。
- ・保険金支払事由が生じた場合には、迅速・適切・丁寧な対応と保険金の適正なお支払に努めます。
- ・お客様のご意見・ご要望を、保険商品開発や販売活動に活かしてまいります。

**2. 各種法令等を遵守し、保険商品の適正な販売に努めます**

- ・保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法、個人情報の保護に関する法律、その他の関係法令等を遵守します。
- ・適正な業務を確保するために、社内体制の整備や販売に携わる者の研修に取り組みます。
- ・お客様のプライバシーを尊重するとともに、お客様に関する情報については、適正な取扱い及び厳正な管理をいたします。

以上の方針は「金融商品の販売等に関する法律」(平成12年法律第101号)に基づく当社の「勧誘方針」です。なお「金融商品の販売等に関する法律」の概要については、金融庁のホームページ (<http://www.fsa.go.jp/ordinary/kinyuusyohin/index.html>) をご覧ください。

## ■利益相反管理基本方針

当社は、お客様の利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理するための基本方針及び基本的事項を定めることを目的とした「利益相反管理基本方針」を策定しています。

また、利益相反管理統括部門を定め、「利益相反のおそれのある取引」の特定及び利益相反管理に関する全社的・一元的な管理体制を統括しています。

### 利益相反管理基本方針の概要

#### 1. 「利益相反のおそれのある取引」の類型・特定のプロセス

- (1) 管理対象取引は、保険関連業務に係る対象取引のうち、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引である。具体例の主なものは以下のとおりである。
  - ①優越的地位の乱用や特別利益の提供等の問題が生じるおそれのある取引
  - ②適合性の原則を無視した勧誘や販売
  - ③インサイダー取引等、お客様との関係を通じて入手した情報を不当に利用して利益を得るおそれのある取引
- (2) お客様との間の取引により取得した情報に照らして、「利益相反のおそれのある取引」に該当するおそれがあると判断した場合は、直ちに所属する部門の部課長及び利益相反管理統括部門に報告することを要する。

#### 2. 「利益相反のおそれのある取引」の管理方法

当社は「利益相反のおそれのある取引」を特定した場合、以下の方法により当該お客様の利益を適正に保護する。

- ・ 部門の分離
- ・ 取引条件又は方法の変更
- ・ 一方の取引の中止
- ・ 利益相反事実のお客様への開示等

#### 3. 利益相反管理統括部門及び利益相反管理統括責任者の設置

- (1) 当社の利益相反管理統括部門をコンプライアンス・リスク管理部とし、利益相反管理統括責任者をコンプライアンス・リスク管理部担当執行役員とする。
- (2) 利益相反管理統括部門は、他のいかなる部門の責任者からも具体的な業務についての指示を受けず、「利益相反のおそれのある取引」の特定及び利益相反管理に関する全社的・一元的な管理体制を統括する。

#### 4. 利益相反管理統括部門の責務

- (1) 利益相反管理統括部門は、本方針を踏まえ、「利益相反のおそれのある取引」の特定及び利益相反管理を的確に実施すると共に、その有効性を定期的に適切に検証し、改善する。またその内容については、四半期に一度、コンプライアンス・リスク管理委員会にて報告する。
- (2) 利益相反管理統括部門は、当社グループ会社との取引を含め、「利益相反のおそれのある取引」の管理に必要な情報を集約する。
- (3) 利益相反管理統括部門は、「利益相反のおそれのある取引」の特定及びその管理のために行った措置について記録し、作成の日から5年間それを保存する。
- (4) 利益相反管理統括部門は、「利益相反のおそれのある取引」の管理に対する役職員の意識向上に努め、本方針を踏まえた社内規程及びマニュアル等を整備すると共に、教育・研修等を通じて、「利益相反のおそれのある取引」の管理の重要性及び必要性について役職員に周知徹底する。

#### 5. 内部監査室による内部監査

当社の内部監査室は、利益相反管理統括部門をはじめ、利益相反管理に係る人的構成及び業務運営体制について、定期的に検証する。

## リスク管理

### (1) リスク管理方針

信頼と安心を提供する保険業を営む当社は、保険事業をめぐるリスクが高度化・複雑化してきている中、リスク管理を経営の最重要課題の一つと位置づけています。

リスク管理の重要性に鑑み、業務の健全性と適切性を確保・維持することを目的に「リスク管理方針」を定め、リスク管理態勢、組織・体制、管理プロセス、報告ルールなど、リスク管理の全体的・共通的な事項を明確化しています。また、「リスク管理方針」に基づいて、「統合的リスク管理方針」「自己資本管理方針」「危機管理方針」及び個別リスク管理規程等を定めてリスク管理の実践に取り組んでいます。

#### 「統合的リスク管理方針」

当社の直面するリスクに関して、ソルベンシー・マージン比率（※）の算定に含まれないリスクも含めて、それぞれのリスク・カテゴリーごとに評価したリスクを総体的に捉え、経営体力（自己資本）と対比することによって、自己管理型のリスク管理の実践に取り組んでいます。

※ソルベンシー・マージン比率については、70ページをご参照ください。

#### 「自己資本管理方針」

ソルベンシー・マージン比率に加え、当社の直面するリスクに見合った自己資本を確保するために、自己資本充実度の評価や管理態勢の整備に取り組んでいます。

#### 「危機管理方針」

お客様・代理店・動物病院の皆様との関係に重大な影響が生じる、もしくは当社業務に著しい支障が生じることにより全社的な対応が必要と判断されるような事態（緊急事態）に的確に対応するため、「危機管理方針」を定め、当社が被る経済的損失を極小化し、迅速な通常業務への復旧に努めることとしています。

また、当社では、以下の11のリスクにおいて各々定義づけるとともに、個別にリスク管理を実施しています。

#### ①「保険引受リスク」

保険引受リスクとは、以下の4つからなります。

- (a) 商品開発・改定等リスク  
商品の開発または改定を行うに際して、適切な保険約款・保険料率の設定がなされないリスク。
- (b) 個別契約引受リスク  
個別の保険契約の引受を行うにあたり、引受方針に則った適切な引受がなされないリスク。
- (c) 再保険等リスク  
適切な保有上限額が定められていないことや、再保険等の適切な手配がなされないリスク。
- (d) 責任準備金及び支払備金積立リスク  
責任準備金及び支払備金の算出を行うシステムのプログラムの誤り、算出を行う者の誤りにより、適切な責任準備金及び支払備金の積立が行われないリスク。

#### ②「保険金支払リスク」

保険事故の受付から保険金の支払いに至るまでの一連の保険金支払に関するリスクをいいます。

#### ③「資産運用リスク」

資産運用リスクとは、以下の3つからなります。

- (a) 市場関連リスク  
金利・為替・株式などの市場変動に伴い、ポートフォリオの価値が下落するリスク。
- (b) 信用リスク  
個別与信先の信用力の変化に伴い、ポートフォリオの価値が下落するリスク。
- (c) 不動産投資リスク  
不動産価格変動に伴い、ポートフォリオの価値が下落するリスク。

#### ④「事務リスク」

社員・代理店等の事務ミスや不適正な事務処理により、損失を被るリスクをいいます。

#### ⑤「流動性リスク」

流動性リスクとは、以下の2つからなります。

- (a) 資金繰りリスク  
流入資金の減少または流出資金の増加により、資金ポジションが悪化してデフォルトするリスク。

## (b) 市場流動性リスク

市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク。

## ⑥ 「システムリスク」

システムリスクとは、以下のような情報システムに係る諸問題が原因となって、当社が、直接、間接を問わず、損失を被るかもしくはその恐れのあるリスクをいいます。

- ・ 情報システムの停止または誤作動
- ・ 情報システムの不正使用
- ・ 情報システム関連のセキュリティ対策の不備
- ・ その他情報システムの企画・開発・運用に係る不備

## ⑦ 「法務リスク」

法務リスクとは、以下の2つからなります。

## (a) 法令等違反リスク

法令等の不遵守により損失を被るリスク。

## (b) 法律紛争リスク

法律紛争の発生により損失を被るリスク。

## ⑧ 「募集コンプライアンス・リスク」

保険募集にあたり保険業法等の法令や、監督官庁である金融庁が策定した「保険会社向けの総合的な監督指針」の主旨、及び日本損害保険協会が策定した「保険募集の適正な活動に関するガイドライン」の不遵守等により損失を被るリスクをいいます。

## ⑨ 「労務リスク」

労務リスクとは、以下の3つからなります。

## (a) 労務コンプライアンス・リスク

労働基準法をはじめとした労働関係諸法令・規則違反が引き起こす、訴訟などのリスク。

## (b) 人的リスク

社員の不祥事や問題行動により損失を被るリスク。

## (c) 健康・メンタルヘルスリスク

労働安全衛生法等の義務を果たせていないことに起因して、社員が心身の健康を損なうリスク。

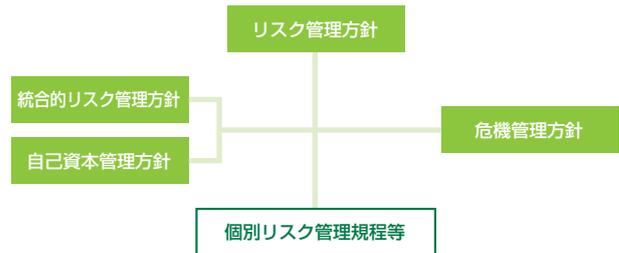
## ⑩ 「風評リスク」

当社にとって事実と異なる不利益な情報が日本国内外に流布することにより損失を被るリスクをいいます。

## ⑪ 「災害・事故・犯罪リスク」

災害・事故・犯罪に起因して、当社業務に密接な関連を有する者が、その生命・身体・資産・信用・業務遂行能力に被害を被るかもしくはその恐れのあるリスクをいいます。

## 【リスク管理体系図】



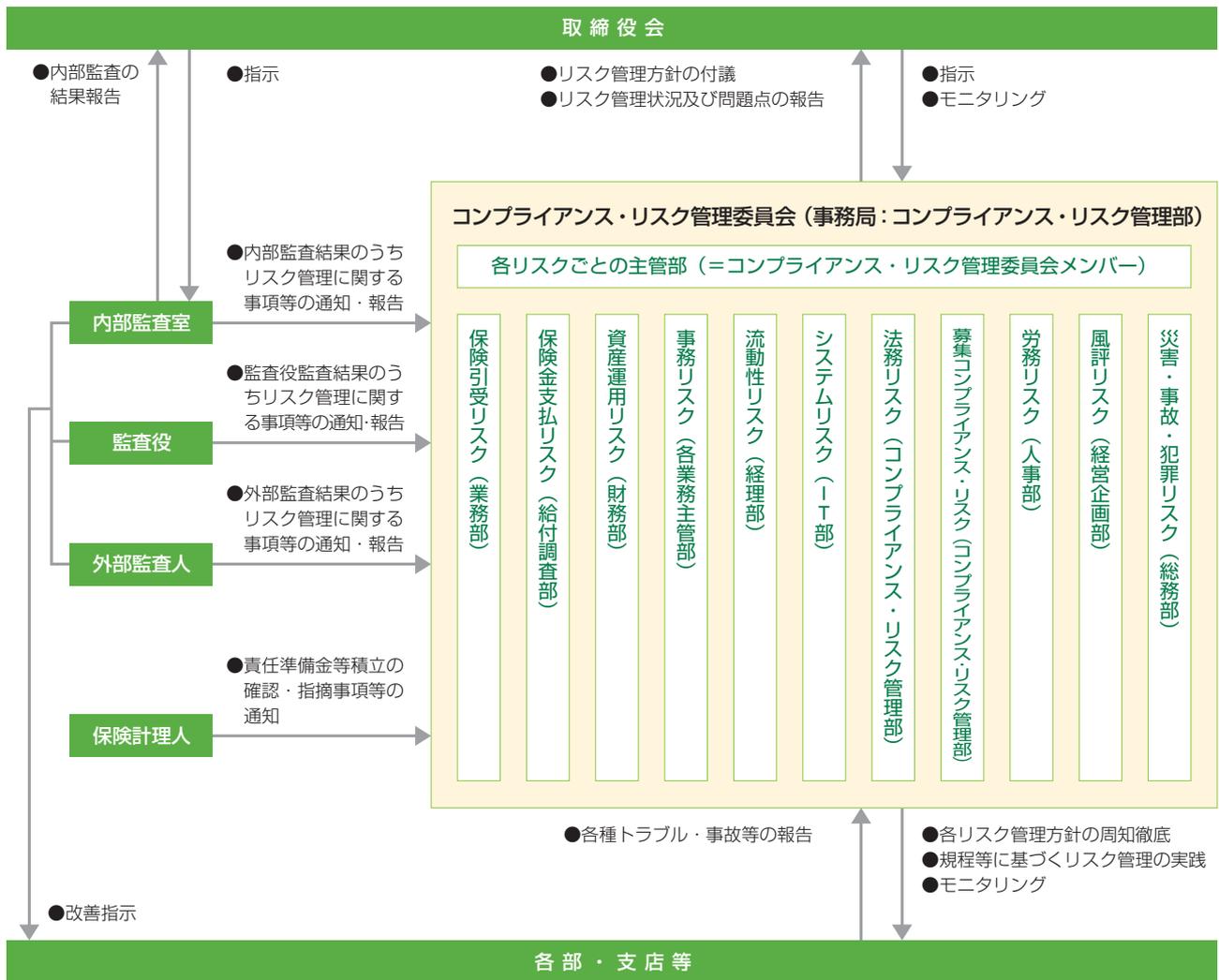
## リスク管理

### (2) リスク管理体制

リスク管理全般を推進するために、取締役会委員会として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、業務遂行上の主要リスクについては、主管する部門が中心となって各リスク管理に取り組んでいます。また、各部門（支

店含む）にコンプライアンス・リスク管理担当を配置し、コンプライアンス・リスク管理部が中心となり、リスク管理の周知徹底を図っています。

【リスク管理体制図】



### (3) 保険計理人による責任準備金の積立水準の適切性の確認

責任準備金の積立水準の適切性等については、保険計理人による確認意見書の取付け等を行っており、問題のないことを確認しています。

なお、当社では、第三分野保険を取り扱っていないため、

第三分野保険の責任準備金の積立水準に関する事項（保険業法第121条第1項及び保険業法施行規則第59条の2第1項第4号八）については、リスク管理の実施、保険計理人による確認等の該当はありません。

## 個人情報の保護

当社は、お客様の個人情報について、業務上必要な範囲内において、適法で公正な方法により取得し、保険契約の引受・管理や適正な保険金のお支払い、及びお客様のニーズにあった保険商品・サービスの提供・案内などのために利用しています。

また、当社では、「個人情報の保護に関する法律」及び関連ガイドライン等に則り、社内規程等を整備し、役員及び代理店の教育・モニタリングを実施し、情報管理の徹底に取り組んでいます。

お客様の個人情報の取扱いに関しては、以下の「個人情報の取扱いについて（プライバシーポリシー）」を定め、当社ホームページにて公表しております。

### 個人情報の取扱いについて（プライバシーポリシー）

当社は、お客様の信頼を全ての事業活動の原点に置き、「あんしん」のご提供を通じて、お客様の安全で快適な生活に貢献することを目指しております。

本理念のもと、当社は、個人情報取扱事業者として、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」その他の法令、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」等を遵守して、以下のとおり個人情報を適正に取扱うとともに、その安全管理について適切な措置を講じます。また、当社代理店及び当社業務に従事している者等への指導・教育を徹底します。

なお、以下に記載の内容についても適宜見直しを行い、改善に努めてまいります。

#### 1. 個人情報の取得について

業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得いたします。

#### 2. 個人情報の利用目的について

次の業務を実施する目的並びに下記「4. グループ会社・提携先企業との共同利用について」に掲げる目的（以下「利用目的」といいます。）に必要な範囲内で個人情報を利用いたします。また、利用目的は、ホームページ等で公表するほか、保険契約申込書・募集パンフレット等に記載いたします。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等に公表いたします。

- (1) 損害保険契約の申し込みに係る引受の審査、引受、履行及び管理
- (2) 適正な保険金の支払い
- (3) 当社が有する債権の回収
- (4) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知及び再保険金の請求
- (5) 損害保険商品等当社が取扱う金融商品の案内、募集及び販売並びに契約の締結、代理、媒介、取次ぎ及び管理
- (6) 当社が取扱うその他の商品・サービスの案内、提供及び管理
- (7) 上記（5）（6）に付帯、関連するサービスの案内、提供及び管理
- (8) グループ各社・提携先企業等が取扱う各種商品・サービスの案内
- (9) 各種イベント・キャンペーン・セミナー等の案内、各種情報の提供
- (10) 当社または当社代理店が提供する商品・サービス等に関するアンケートの実施
- (11) 市場調査並びにデータ分析やアンケートの実施等による新たな商品・サービスの開発
- (12) 当社社員の採用、販売基盤（代理店等）の新設・維持管理

## 個人情報保護

- (13) 他の事業者から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務
- (14) 問い合わせ・依頼等への対応
- (15) その他、前記（1）から（14）に付随する業務並びにお客様とのお取引及び当社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務

**3. 個人データの第三者への提供について**

次の場合を除いて、ご本人の同意を得ることなく個人データを第三者に提供することはありません。

- ・法令に基づく場合
- ・業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
- ・グループ会社・提携先企業との間で共同利用を行う場合  
(下記「4. グループ会社・提携先企業との共同利用について」をご覧ください。)

**4. グループ会社・提携先企業との共同利用について**

前記「2. 個人情報の利用目的について」(1) から (15) に記載した利用目的のため、並びに当社の持株会社アニコム ホールディングス株式会社による子会社の経営管理のために、当社とアニコムグループ各社・提携先企業との間で、以下のとおり個人データを共同利用いたします。

個人データの項目：住所、氏名、どうぶつ名、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他保険契約申込書等に記載された契約内容及び事故状況、保険金支払状況等の内容  
個人データ管理責任者：アニコム損害保険株式会社 コンプライアンス・リスク管理部 担当執行役員

※グループ会社・提携先企業については、後記「11. 会社一覧」をご覧ください。

**5. センシティブ情報の取扱いについて**

お客様のセンシティブ情報につきましては、「保険業法施行規則第53条の10」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第6条」により、お客様の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で利用するなど、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる場合に利用目的が限定されています。当社は、これらの利用目的以外には、センシティブ情報を取得、利用または第三者に提供いたしません。

**6. ご契約内容・事故に関するご照会について**

ご契約内容や保険金の支払内容に関するご照会については、「診療記録簿」に記載された照会窓口にお問い合わせください。ご照会者が本人であることを確認させていただいたうえで、対応いたします。

**7. 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正・利用停止等について**

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知（利用目的等）、開示・訂正・利用停止等に関するご請求（以下、「開示等請求」といいます。）については、下記「9. お問い合わせ窓口」にお申し出ください。

請求者がご本人であることを確認させていただくとともに、所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答いたします。利用目的の通知請求及び開示等請求については、当社所定の手数料をいただきます。

開示等請求の詳細については以下の【個人情報の『開示』等請求手続き】をご覧ください。

([http://www.anicom-sompo.co.jp/policy/privacypolicy\\_req.html](http://www.anicom-sompo.co.jp/policy/privacypolicy_req.html))

## 8. 個人データの管理について

個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人データの安全管理のために、取扱規程等の整備、アクセス管理、持ち出し制限、外部からの不正アクセス防止のための措置、その他の安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、利用目的の達成に必要とされる正確性・最新性の確保に努めております。また、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、委託先の情報管理体制を確認し、委託業務遂行状況を監視するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

## 9. お問い合わせ窓口

個人情報の取扱いに関する苦情やご相談に対し適切かつ迅速に対応いたします。当社の個人情報の取扱いや保有個人データの安全管理措置、保有個人データに関するご照会・ご相談は、下記までお問い合わせください。また、当社または当社のグループ会社・提携先企業からのEメール、ダイレクトメール等による新商品・サービスのご案内について、ご希望されない場合は、グループ会社・提携先企業に直接お申し出いただくか、または下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

<お問い合わせ先>

アニコム損害保険株式会社 コンプライアンス・リスク管理部  
電話番号：03-5348-3777  
受付時間：午前9時～午後6時（土日祝祭日及び年末年始を除く）

## 10. 認定個人情報保護団体について

当社は、認定個人情報保護団体である社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する相談・苦情を受け付けております。

<お問い合わせ先>

（社）日本損害保険協会 そんがいほけん相談室  
所在地：〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2丁目9番地  
電話：03-3255-1470（受付時間：午前9時～午後5時 土日祝祭日及び年末年始を除く）  
ホームページアドレス：<http://www.sonpo.or.jp>

## 11. 会社一覧

「4. グループ会社・提携先企業との共同利用について」における、当社のグループ会社・提携先企業は、以下のとおりです。（2010年3月31日現在）

### （1）グループ会社

アニコム ホールディングス株式会社  
アニコム フロンティア株式会社  
アニコム パフェ株式会社

### （2）提携先企業

当社が個人データを共同利用している提携先企業はありません。

（注）以上の内容は、当社業務に従事している者の個人情報については対象としておりません。

アニコム損害保険株式会社

# 8

## 募集制度

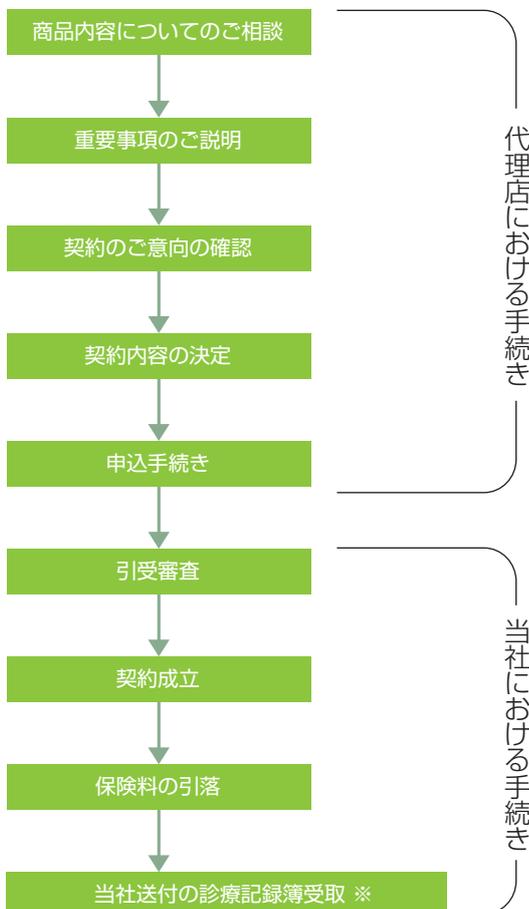
### (1) ご契約のしくみ

#### ① ご契約の手続き

当社では保険契約の募集業務において、主に損害保険代理店制度を採っています。

保険契約を結ぶ場合、代理店はお客様との間で以下の流れに沿って手続きを行います。

#### 【保険ご契約の手続き】



※ Web保険証券はホームページ上でお客様ご自身によるダウンロードが可能です。ご希望の方には郵送により別途、保険証券を送付いたします。

#### ● 約款・特約条項

保険会社の販売する商品は、保険という目に見えない商品ですので、「普通保険約款」と「特約」でその内容を定めています。

基本的な契約内容を定めたものが「普通保険約款」であり、個々の契約内容を一部変更・補足するものが「特約」です。

#### ● ご契約時にご注意いただきたいこと

保険契約は当社とお客様との約束ごとですので、ご契約に際しては保険契約の内容を十分にご確認の上で申し込んでいただくことが大切です。

ご契約時にご注意いただきたい事項については、パンフレット・重要事項説明書（契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明）などをご覧ください、当社社員あるいは代理店から十分な説明をお受けください。

#### ② クーリングオフ制度（契約申込の撤回等）について

保険期間が1年以下の保険契約は、クーリングオフの規定において対象とされておりませんが、当社では初年度契約に限り、原則クーリングオフの対象とさせていただいております。

この場合、お客様がご契約をお申し込みいただいた日またはクーリングオフ説明書を受領された日のいずれか遅い日から8日以内であれば申込の撤回を行うことができます。

### (2) ご契約時の契約内容の確認

#### ● 「契約についてのご意向確認」（全ご契約プラン共通）

当社ではご契約プランによって、代理店である動物取扱業者備え付けのパソコンや、お客様のパソコンからウェブサイトを通じて、あるいは申込書へご記入いただく方法でご契約をお申し込みいただけます。いずれの契約方法の場合も手続きの際に、申込書面あるいはウェブサイト上でご契約内容をご確認いただけます。また、ご契約内容やお手続きについてお客様によくご理解いただく必要のある事項については、「契約についてのご意向確認項目」にお客様ご自身でお答えいただき、ご契約内容がお客様の意向に沿ったものであるかどうかの確認をお願いしています。



### (3) 代理店制度

代理店は、お客様のニーズに対応し、保険会社に代わって保険の提案、ご説明を行うなどの極めて重要な役割を担っています。当社では、お客様にさらにご満足いただけるサービスを提供するために、今後も代理店の育成と代理店網の充実に力を注いでいきます。

#### ①代理店の役割と業務内容

代理店は保険会社との間で締結した代理店委託契約に基づき、保険会社に代わってお客様との間で保険商品内容の説明や、保険契約の締結または媒介をすることを基本的業務としています。代理店の最も大切な役割は、お客様と当社の橋渡し役としてお客様とお客様の大切な家族の一員であるどうぶつが幸せに生活できるよう、適切な保険商品・サービスを提供することです。

#### ②代理店登録

代理店が募集を行うためには、保険業法第276条に基づき内閣総理大臣の登録を受けることが必要です。また、代理店で募集に従事しようとする者は、保険業法第302条に基づき内閣総理大臣に届け出る必要があります。なお、当社では、代理店で保険募集に従事する者は、社団法人日本損害保険協会が運営する「損害保険募集人試験」に合格することなどを要件としています。

#### ③当社代理店の業態と代理店数

代理店には、損害保険代理業を専門に営む「専業代理店」と、一般企業等の一部門として行っている「兼業代理店」とがあります。

当社は主にペットショップ（動物取扱業者）を営む傍ら保険を販売する「兼業代理店」を中心に代理店委託をしています。2010年3月末時点での代理店数は840社（店舗数にして3,031店）です。

#### ④保険責任者・保険キーパーソン制度

当社の代理店では、代理店の社内で保険責任者を選出し、保険責任者は保険会社との窓口として中心となって活動します。複数の店舗を有する代理店においては、店舗ごとの責任者として保険キーパーソンを選出し責任体制を明確に定めています。



### (4) 代理店教育

当社の代理店及び募集人は、2008年6月に社団法人日本損害保険協会により開始された、「募集人資格試験更新制度」に従い、募集人届け出後、5年ごとに更新試験を受験することにより、最新の業務知識の理解度を定期的に確認し、募集人の資質向上を図っています。

## 9

## 「お客様の声」への対応

## (1) 「お客様の声」への取り組み方針

当社は、お客様からいただいた苦情やご意見、ご要望等に対し、「お客様の声」として次のとおり対応することとしています。このうち、苦情については「天使の涙」と呼び、特に大切にしています。

- ① 「お客様の声」を寄せていただいたことに対し、感謝と誠意の気持ちを持って対応させていただきます。
- ② 「お客様の声」を寄せていただいた方々の「立場に立つ」のはもちろんのこと、さらに一歩踏み込み、「立場になりきらせて」いただいた上で、その原因を思考します。
- ③ 苦情（天使の涙）で得た情報は全社員で共有し、その原因を分析し、再発防止に全社を挙げて取り組むことにより、よりよいサービス・商品の開発へ活かしていきます。
- ④ ホームページにおいて、24時間365日、どなたでも書き込み可能でオープンな「掲示板」を公開し、「お客様の声」に対して、誠実、かつ速やかにお答えするとともに、その内容をすべてのお客様に公開していきます。

## (2) ご意見・ご要望をおうかがいする体制

## ■ あんしんサービスセンター

本社、北海道支店、近畿支店、九州支店内にコールセンターを設け、全国のお客様からの各種ご相談、ご照会を受け付けています。

## ■ お客様相談センター

お客様からご意見、苦情等をおうかがいする窓口として、経営企画部内に「お客様相談センター」を設置し、専用回線を設けています。

## ■ ホームページ

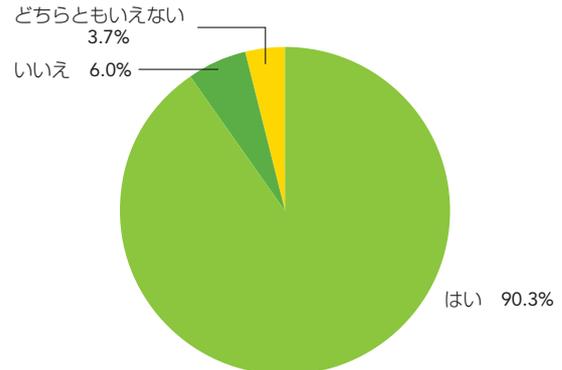
お客様からの「よくあるご質問（FAQ）」を掲載するとともに、直接お問い合わせいただけるフォームをご用意し、ご照会にお答えしています。また、24時間365日、どなたでも書き込み可能でオープンな「掲示板」をご用意しています。

## ■ 顧客満足度アンケート

保険業務の品質向上に取り組み、お客様になお一層の安心とご満足をいただける商品・サービスをご提供するため、2010年1月26日から、保険のご契約に関するアンケートを開始しました。ペットショップ（動物取扱業者）で犬、猫を迎えると同時にペット保険をご契約いただいた方のうち、当社のホームページを通じてペットのお名前を登録された方を対象としており、2010年3月末までに、999名の方からご回答をいただきました。ご契約時の代理店の説明や態度等に関する質問にご回答いただき、満足度の低い代

理店への指導・教育や、その他の業務の改善に活かしており、今後も継続的にアンケートを行い、顧客満足度を高めていきたいと考えています。

## ペット保険の契約時に十分な説明がありましたか？



## (3) 寄せられた苦情・ご意見・ご要望の管理・対応体制

## ① 「お客様の声」の一元管理

お客様相談窓口寄せられた苦情やご意見等をデータベース等へ集約し、経営企画部において一元管理を行っています。

## ② 「お客様の声」を経営に活かす体制

経営企画部及びコンプライアンス・リスク管理部では、各部と連携し、寄せられた苦情等について、マーケットアウト委員会等の各種会議体にて内容や原因等を分析し、業務改善や商品開発につなげています。分析結果や再発防止措置の実施状況は、定期的に取り締役会へ報告し、検証しています。

## ③ オープン・マネジメントに基づく対応

ホームページ上の「掲示板」に寄せられた、苦情やご意見等に対する当社の回答内容を常時公開しています。苦情の内容や、当社の対応を隠すことなくオープンにすることで、公正かつ適切な対応に努めています。

## ④ お客様への情報開示体制

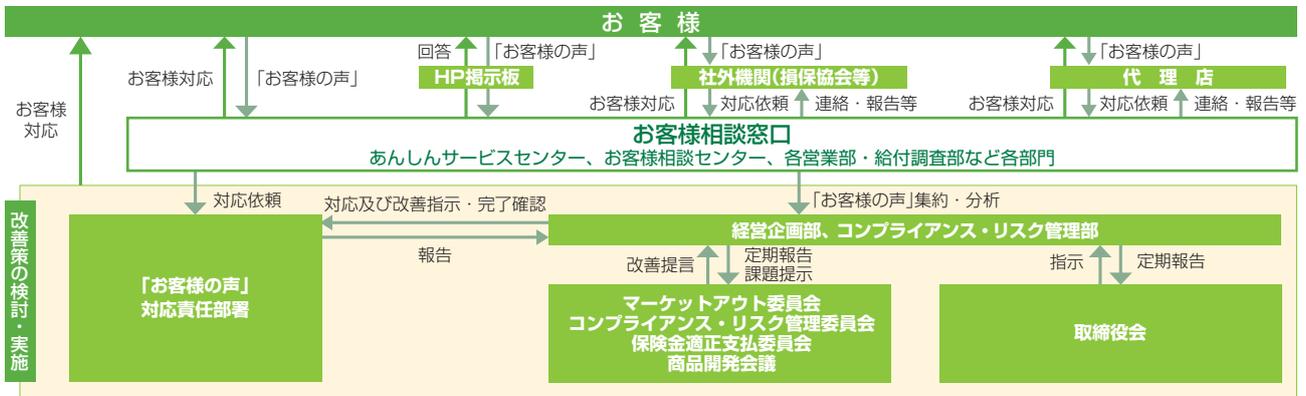
ホームページ上で、四半期ごとに苦情の受付状況や概要、「お客様の声」に基づき改善した取り組み事例を開示し、お客様の信頼に応えるとともに、経営の透明性をさらに高めてまいります。

⑥各種委員会等における「お客様の声」への取り組み

- マーケットアウト委員会  
お客様からの苦情・ご意見への取り組み状況を把握、分析し、経営に反映させることを目的として活動しています。
- コンプライアンス・リスク管理委員会  
コンプライアンス・リスク管理に関する施策の立案・モニタリング、教育の企画・運営等、コンプライアンスの徹底及びリスク管理体制の整備・強化を目的として活動しています。
- 保険金適正支払委員会  
保険金のお支払い状況のモニタリングや、お支払いに関

するお客様からの苦情・ご意見等の調査・分析を通じて、常に適正な保険金のお支払いが実行されるよう検証し、改善することを目的として活動しています。

- 商品開発会議  
商品開発部門のみならず、コールセンター担当部門や給付調査部、コンプライアンス・リスク管理部等も参画し、お客様のニーズに合った、わかりやすい商品を開発することを目的として活動しています。



(4) 「お客様の声」の受付状況 (2009年4月～2010年3月)

(単位：件)

「お客様の声」区分	代表的な事例	苦情件数				
		09年4月～6月	09年7月～9月	09年10月～12月	10年1月～3月	2009年度合計
1 ご契約及び募集行為に関するもの	1 商品内容(補償内容、保険料等)に関する改善要望等	10	9	11	4	34
	2 継続案内におけるご説明不足・不備	28	30	42	28	128
	3 募集時のご説明不足・不備	10	10	20	25	65
	4 ご契約内容・条件などのご説明不足・誤り	16	12	11	7	46
	5 ご契約のお引受制限等	0	0	1	1	2
	6 保険料の誤り	1	0	2	0	3
	7 電話応対における接客態度	1	2	1	6	10
	8 パンフレットや申込書等の書類がわかりづらい等	3	4	1	1	9
	9 その他	6	6	6	8	26
2 ご契約の管理・決済等に関するもの	1 証券・診療記録簿のお届け不備等	28	21	19	26	94
	2 口座振替ができなかった等の保険料の決済関連	50	24	31	18	123
	3 ご住所やご契約のプラン等の変更手続きのご説明不足・不備	13	6	10	8	37
	4 ご契約の解約・取消手続きのご説明不足・不備	23	18	19	22	82
	5 電話応対における接客態度	22	13	27	31	93
	6 その他	22	21	19	16	78
3 保険金に関するもの	1 保険金のお支払額についてのご説明不足・不備	2	7	3	1	13
	2 保険金のご請求・お支払方法のご説明不足・不備、お支払の遅延	26	22	20	13	81
	3 補償の対象・対象外についてのご説明不足・不備	8	9	5	8	30
	4 電話応対における接客態度	6	2	6	7	21
	5 その他	2	2	1	2	7
4 その他	1 各種書類の発送手続きの不備、ご要望等	9	5	18	20	52
	2 コールセンターへの電話が繋がらない、営業時間の拡大のご要望等	4	3	19	13	39
	3 動物病院に関連するご要望等	7	3	1	6	17
	4 経営に関するご要望等	0	0	0	0	0
	5 その他	8	10	2	5	25
合計		305	239	295	276	1,115

## 9

## 「お客様の声」への対応

## (5) 「お客様の声」に基づき改善した取り組み事例

## ■ お客様の利便性の向上

## 事例1 重複契約がある場合の窓口精算

## お客様の声

対応病院で診察を受けたのに、窓口精算ができなかった。問い合わせたところ「他社のペット保険で契約（重複契約）がある場合は、窓口精算できない」とのことだったが、自分で請求手続きをするのは非常に面倒であり、窓口精算できるようにしてほしい。

## 改善内容

重複契約がある場合でも窓口精算を行えるように改善しました。（2009年4月）

## 事例2 保険金のお受取実績の確認

## お客様の声

保険を利用した実績を、「ご契約者専用ページ」で確認できるようにしてほしい。

## 改善内容

ホームページの「ご契約者専用ページ」において、保険金のお受取実績を確認していただけるようにしました。（2009年7月）

## 事例3 「ご契約者専用ページ」ログインパスワードの再発行方法

## お客様の声

「ご契約者専用ページ」のログインパスワードを忘れた場合に、郵送でしか通知してくれないのは手間がかかりすぎる。

## 改善内容

「ご契約者専用ページ」のログイン画面から、サイト上で暗証番号を再発行する機能を追加しました。（2009年8月）  
※パソコンのEメールアドレスのご登録が必要です。

## 事例4 どうぶつのお名前登録方法

## お客様の声

ペットショップで犬を迎えた際に保険に入ったが、犬の名前を書いた書類を郵送するのは面倒。ネットで手続きできるようにしてほしい。

※ペットショップにおいてどうぶつを迎えると同時にご契約いただく「どうぶつ健保いびい」「どうぶつ健保すまいるふぁみりい」においては、契約者様のご自宅へ帰ってわんちゃんや猫ちゃんのお名前を決定されたのち、書面を郵送してお名前を登録していただく手続きをお願いしております。

## 改善内容

当社のホームページでお名前登録を受付できるよう改善しました。（2009年9月）

さらに、当社の携帯電話サイトにおいても受付できるよう改善しました。（2009年12月）

## 事例5 死亡解約手続き

## お客様の声

死亡解約書類の「異動日（死亡日）」欄を記入しなかったことから、記載依頼の書類が送られてきた。愛犬が亡くなってつらい思いをしているときに、何度も書類を書かせないでほしい。

## 改善内容

火葬証明書や、動物病院発行の死亡診断書等で死亡日の確認ができる書類が添付されている場合は問い合わせを行わずに承り、上述以外の死亡確認書類が添付されている場合にはお電話で死亡日を確認させていただくこととし、電話が繋がらない場合以外は、書面での再手続きをお願いしないこととしました。（2009年12月）

## 事例6 「ご契約者専用ページ」での写真変更方法

## お客様の声

診療記録簿の写真を変更しようと思い、ホームページの「ご契約者専用ページ」にログインしたが、どこから写真が変更できるかわからない。

## 改善内容

「ご契約者専用ページ」のリニューアルを行い、わかりやすいデザインに変更しました。（2010年1月）

## ■パンフレット・帳票等の改善

## 事例1 待機期間中の窓口精算

## お客様の声

待機期間でもケガは補償されると聞いていたのに、病院で窓口精算できなかった。あらかじめわかりやすく教えてほしかった。

## 改善内容

待機期間中においては、ケガは補償対象となりますが、窓口精算は行っていただけないことを「保険金請求方法のご案内」にわかりやすく記載しました。（2009年11月）

## 事例2 対応病院の検索方法

### お客様の声

パンフレットに、対応病院の目印としてステッカーが記載されているが、自分のかかりつけの動物病院が対応病院かどうか、行って見てくるわけにもいかない。携帯電話ですぐに調べられるようにQRコードを載せてほしい。

### 改善内容

パンフレットに、対応病院検索のためのQRコードを掲載しました。(2009年11月)

## 事例3 補償限度額の表示

### お客様の声

保険金請求したら、50%補償のはずなのに、考えていたより保険金が少なかった。問い合わせをしたら、通院に限度額があり一日10,000円までとのことだが、そもそも限度額があることを知らなかった。説明不足ではないのか？

### 改善内容

パンフレットを改定し、限度額を記載した表の下に、限度額が適用される場合のお支払例をわかりやすく記載しました。(2010年1月)

## 事例4 継続案内の書類数削減

### お客様の声

継続案内が届いたが、書類の封入数が多くバラバラになるため、何を返送しなければいけないかがわかりにくい。

### 改善内容

継続のご案内、継続申込書、お写真貼付シート等を綴じて返送等が必要な書類を1セットにまとめてわかりやすく、封入点数を減らしました。(2010年1月)

## 事例5 契約時の自動継続に関する案内

### お客様の声

ペットショップで契約したが、自動継続になると説明を受けたことを覚えていない。

### 改善内容

従来の継続3ヶ月前のご案内に加え、契約締結時に使用する帳票を改定し、自動継続について大きく表示しました。

〔「どうぶつ健保すまいるふぁみりい」 2010年2月〕  
〔「どうぶつ健保べいびい」 2010年3月〕

## 商品の改善

### 事例1 解約・失効時の保険料の取扱い

#### お客様の声

愛犬が死亡したので解約（失効）するが、保険金の受取実績があれば、一括して支払った保険料の返還がないのは納得できない。残りの契約期間の保険料について、少くらい返還してほしい。

#### 改善内容

ペット保険「どうぶつ健保」の約款改定を行い、契約の解約（契約者様からの申し出による任意解約）や失効（どうぶつがお亡くなりになった場合の契約の失効）等の場合の保険料の取り扱いについて、既経過期間中の事故の有無にかかわらず、保険料の返還方法を統一することとしました。これによって、一括払（年払）の契約者様には、事故があった場合でも、保険料を返還することとしました。(2009年7月)

## (6) 中立・公正な立場で問題を解決する損害保険業界関連の紛争解決機関

社団法人日本損害保険協会では、そんがいほけん相談室において、損害保険全般に関する相談や苦情を受け付けています。そんがいほけん相談室は、損害保険会社に苦情の解決を依頼するなど、適正な解決に努めますが、当事者間で問題の解決がつかない場合に対応するため、中立・公正な立場から調停を行う損害保険調停委員会が設けられています。

苦情のお申し出から、原則として2か月を経過しても問題が解決しない場合、苦情をお申し出になられた方のご希望により損害保険調停委員会をご利用いただけます。詳しくは、同協会のホームページ（<http://www.sonpo.or.jp>）をご参照ください。

アニコムグループでは、人とどうぶつが安心してともに暮らせる社会を目指して、以下の社会貢献活動に取り組んでいます。

### ■キッズニア甲子園への「ペットショップ」パビリオンの出展

アニコムグループでは『キッズニア甲子園』のアーケードサポーターとして「ペットショップ」パビリオンを出展しています。

「ペットショップ」パビリオンでは、子ども達が、家族の一員であるペットの親代わりとなって、犬や猫が迷子になってしまった時に活用される「迷子札」のデザインを考えます。ペットの名前を入れたり、好きなどうぶつをレイアウトすることができます。考えた迷子札のデザインを、自動打刻機を使用してプレートに打刻します。世界でたった一つの、オリジナルな迷子札を作る体験ができます。

体験を通じて「迷子札の意味や活用方法」、そして「ペットが迷子になった場合のリスク」や「家族の不安」を理解し、どうぶつの命を自分で守ることの大切さと、飼い主としての責任を学ぶことができます。

『キッズニア甲子園』での体験を通じて、次世代を担う子ども達に、どうぶつと暮らす楽しさと責任を伝えていきたいと考えています。



### ■家庭どうぶつ白書の発刊

アニコムグループでは、2009年11月、日本の家庭どうぶつに関するデータ集として、「家庭どうぶつ白書」を発刊しました。ペット保険契約・給付支払い実績を元にペットの品種や年齢ごとに疾患の発生率を調べ、各ペットの特徴に合わせたきめ細やかな情報を数値で提供することで、疾患の傾向を知り、予防につなげていくことを目指しています。これと同時に、「家庭どうぶつ白書」サイトをオープンし、日常の健康管理の参考となるデータや、現代の家庭どうぶつを取り巻く環境についてのデータなど、様々なデータを共有していくことで、家庭どうぶつを取り巻く環境がよりよいものとなるよう努めています。



### ■ペットボトルからワクチンを！「エコキャップ運動」に参加

アニコムグループでは、NPO法人エコキャップ推進協会が進める「エコキャップ運動」に参加しています。「エコキャップ運動」は、オフィス内で出たペットボトルごみのキャップを分別回収し、開発途上国の子どもへのワクチン代として寄付する取り組みで、アニコムグループでは、開

始した2009年11月から2010年3月末までに6,080個を回収し、ポリオワクチン7.6人分相当を寄付しています。社員一人ひとりの小さな運動が、地球上のどこかの子どもに命につながることを祈って、今後もキャップの分別に取り組んでいきます。

当社では、これらの独自の社会貢献活動のほか、社団法人日本損害保険協会の一員として、次のとおり損保業界としての「社会の安全・安心への貢献事業」に参画しています。

### ■環境問題への取り組み

#### (1) 環境問題に関する目標

損保業界では、地球温暖化の大きな原因である二酸化炭素の削減および循環型社会形成に向けた廃棄物の削減に関する目標を定め、取り組んでいます。

#### (2) エコ安全ドライブの推進

環境にやさしく、安全運転にも効果がある「エコ安全ドライブ」の普及啓発のため、「エコ安全ドライブCLUB」の運営や自動車教習所でのビデオクリップ放映、各種リーフレット・ステッカーの作成・交付を行っています。



#### (3) 環境講座の開催

1998年度から、環境講座を開催しており、一般市民の方にも広く参加を呼びかけています。2009年度は、第50回記念講座として、(財)地球環境産業技術研究機構の副首席研究員である秋元圭吾先生を講師に招きました。

### ■防災・自然災害対策

#### (1) 地域の防災力・消防力強化への取り組み

##### ① 消防資機材の寄贈

小型動力ポンプや小型動力ポンプ付軽消防自動車を全国自治体や離島に寄贈しています。



##### ② 防火標語の募集と防火ポスターの制作

防火意識の高揚、普及、啓発を目的として防火標語の募集を行い、入選作品である「全国统一防火標語」を掲載した防火ポスターを制作し、全国の消防署をはじめとする公共機関等に寄贈し、全国各地の防火意識の啓発・PR等に使用されています。



##### ③ 洪水ハザードマップの普及

各市町村作成の洪水ハザードマップを収録した「洪水

ハザードマップ集」(CD-ROM)をとりまとめ、全都道府県・全市町村に提供し、ハザードマップの普及を図っています。

## (2) 地域の安全意識の啓発

### ①実践的安全教育プログラム「ぼうさい探検隊」の普及

子ども達が楽しみながらまちを探検し、まちにある防災、防犯、交通安全の施設等を発見してマップにまとめる実践的安全教育プログラムである「ぼうさい探検隊」の普及を通じ、安全教育の促進を図っています。



### ②地域防災リーダーの育成

大学生が災害時に地域防災リーダーとして活躍してもらうことを目的として作られた、防災ボランティアプログラムの紹介・実践を通じ、地域防災リーダーの育成を図っています。

### ③幼児向けの防災教育カードゲーム「ぼうさいダック」の作成・普及

幼児向けに、遊びながら災害から身を守るポーズが学べるカードゲームを作成・普及し、防災意識の定着を図っています。

## ■交通安全対策

### (1) 交通事故防止・被害者への支援

自賠責保険事業から生じた運用益を以下のような自動車事故防止対策・自動車事故被害者支援等に活用しています。

- ・自動車事故防止対策：高齢ドライバー教育拡充事業支援、事故多発交差点研究助成等
- ・自動車事故被害者支援：交通事故無料法律相談の事業支援等
- ・救急医療体制の整備：高規格救急自動車の寄贈、ドクターヘリ体制整備補助等
- ・自動車事故の医療に関する研究支援
- ・適正な保険金支払のための医療研修等



### (2) 飲酒運転防止の取り組み

飲酒運転を許さない社会の構築と飲酒運転事故撲滅を目指して、冊子「飲酒運転防止マニュアル」の作成や講習会への講師派遣、イベント等における啓発展示等の活動を行っています。

### (3) 啓発活動

#### ①交通事故多発交差点の啓発

交通事故防止を目的に、全国の交通事故多発交差点を調査し、交差点の特徴や注意点を分析し、社団法人日本損害保険協会ウェブサイトにて全国47都道府県単位の人身事故ワースト5交差点を「全国交通事故多発交差点マップ」として公開しています。



#### ②自転車事故の防止

自転車事故の実態やルールとマナーを解説し、また、事故に備える保険や自転車事故による高額賠償事例を紹介した冊子「知っていますか？自転車の事故」や「小学生のための自転車安全教室～たのしくまなぶルールやマナー～」を作成して、自転車事故防止の啓発を行っています。

## ■犯罪防止対策

### (1) 盗難防止の日(10月7日)の取り組み

社団法人日本損害保険協会では、自動車盗難、車上ねらい、住宅侵入盗難に対する防止啓発として2003年から10月7日を「盗難防止の日」と定め、例年、全国47都道府県の約60ヶ所の街頭で損保社員、警察などとともに盗難防止チラシとノベルティを配布し、盗難防止を訴えています。

### (2) 自動車盗難の防止

社団法人日本損害保険協会では、2001年の発足当初から官民共同プロジェクトチームに民間事務局として参画して盗難対策に取り組み、また、イモビライザ(自動車盗難防止装置)の標準装備や防犯性能の高いカーナビの普及などを実現するため、関係省庁・団体に要望提言を行っています。

### (3) 啓発活動

犯罪や事故について大人と子どもが一緒に考えることで防犯意識を高めることを目的に「子供を犯罪・事故から守る手引き」を作成しています。また、身近に起こる犯罪対策と防犯活動をとりまとめた「くらしの防犯カルテ」や防犯啓発ビデオも作成しています。



# II

## 業務について



1. 保険のしくみ .....	34
2. 取扱商品 .....	35
3. 約款 .....	36
4. 保険金のお支払い .....	37
5. 各種サービス .....	41

## 1

## 保険のしくみ

## (1) 保険制度

「一人は万人のために、万人は一人のために」

保険制度とは、多数の人々が、統計学に基づき算出された保険料を支払うことによって、偶然な事故により被った損害に対して、保険金を受取ることができるという仕組みであることから、この言葉がよく用いられます。保険制度の目的は、その理論的根拠となる「大数の法則」に基づいて相互にリスクを分散し、経済的な補償を得ることにより、個人生活や企業経営の安定を促進させることにあります。

## (2) 損害保険契約の性格

損害保険契約とは、偶然な一定の事故により生じる損害を、保険会社が補償することを約束し、その報酬として保険契約者が保険料を支払うことを約束する契約をいいます（保険法第2条）。したがって、損害保険契約は有償・双務契約であり、当事者の合意のみで成立する諾成契約となりますが、契約内容の正確を期するために保険契約申込書を作成し、その証となる保険証券等を交付します。

## (3) 保険料率

お支払いいただく保険料の算出根拠となる保険料率は、当社が合理的、かつ、妥当なものとして算出し、主務官庁である金融庁から認可を得たものです。

なお、保険料は、保険金支払に充当すべき純保険料と保険業の事業運営に充当すべき付加保険料で成り立っています。

## (4) 保険料の收受・返戻

保険料は、原則としてご契約と同時に お支払いいただくこととなっています（これを「保険料即収の原則」といいます）。保険のお申込みをいただいても、定められた期日までに保険料のお支払いがないと、保険事故が起きても保険金をお支払いすることができません。なお、当社におきましては、保険料の口座振替やクレジットカードによるお支払い等、便利な方法もご用意しています。

また、保険契約の失効、解除の場合には、保険料を約款の規定に基づいてお返しします。ただし、お返しできない場合もありますので、それらを重要事項として予めご説明し、ご確認いただくよう努めています。

## 取扱商品

当社のペット保険「どうぶつ健保」は、その名のとおり人の健康保険と同様に、次のことを商品コンセプトにしています。

- 動物病院における診療費の一定割合に限り、被保険者負担とすること
- 日本全国すべての動物病院で利用できること

具体的には、どうぶつのケガや疾病について、動物病院において被保険者が負担した診療費のうち、保険の対象となる診療費の50%（「どうぶつ健保べいびい」と「どうぶつ健保すまいるべいびい」については、当初の1ヶ月に限り100%）をお支払いする商品です。

ただし、保険の対象とできない診療費があるほか、保険期間中であっても、お支払いの対象から除外される期間や支払限度額、限度日数（回数）等がありますので、それらの詳細をパンフレット、ご契約の案内、ご契約のしおり等でご説明しています。

### (1) 販売商品の一覧

#### ①ペット保険「どうぶつ健保ふぁみりい」

当社における最も一般的な商品であり、ご家庭等で飼養・管理されている所定年齢以下の「犬、猫、鳥、うさぎ、フェレット」をご契約対象としています。保険期間は1年、保険の対象となる診療費の50%をお支払いします。

なお、当社のホームページからでも、ご契約いただける商品です。

#### ②ペット保険「どうぶつ健保べいびい」

「満0歳の犬、猫」をご購入されると同時にペットショップ（動物取扱業者）でご契約いただける商品です。保険期間は1年、診療費につきましては、保険期間の初日から1ヶ月は保険の対象となる診療費の100%を、その後の11ヶ月は50%をお支払いします。これは、どうぶつにとって、生後間もない時期が最もリスクが高くなっていることに対応したものです。

#### ③ペット保険「どうぶつ健保すまいるべいびい」

「満0歳の犬、猫」のお引渡日から1ヶ月に限り保険の対象となる診療費の100%をお支払いする商品です。どうぶつ

にとって、最もリスクの高くなっている時期にペットショップ（動物取扱業者）が保険を付することで、お客様がより安心してご家族としてお迎えいただけるように開発した商品です。

#### ④ペット保険「どうぶつ健保すまいるふぁみりい」

前述③のペット保険「どうぶつ健保すまいるべいびい」の責任期間（1ヶ月）終了時に合わせて、ご契約いただける商品です。保険期間は1年、保険の対象となる診療費の50%をお支払いします。

#### ⑤ご希望により追加できる特約

##### ペット賠償責任特約

ご契約いただいたどうぶつが、他人または他人の物に噛み付いたり、引っかいたりすること等によって、他人に損害を与え、飼い主様に法律上の賠償責任が生じた場合に、保険金をお支払いする特約です。所定の特約保険料を支払うことにより、前述①～②及び④の商品に追加できます。

### (2) 商品の改定並びに開発の状況

- ・ 2008年11月 ●どうぶつの個体確認ルールを変更
- どうぶつの年齢確認ルールを変更
- ・ 2009年1月 ●加入審査制度を省略化
- オンライン加入方式を導入
- クーリングオフ制度の対象を拡大
- ・ 2009年2月 ●告知事項の一部を緩和
- ・ 2009年3月 ●ペット保険「どうぶつ健保すまいるふぁみりい」保険料分割払方式を導入
- ペット保険団体扱方式を導入
- ・ 2009年4月 ●ペット保険「どうぶつ健保べいびい」保険料分割払方式を導入
- ・ 2009年7月 ●保険事故の有無にかかわらず、ご契約の失効・解除時において保険料の返還等を行うこととする約款改定を実施
- ・ 2010年3月 ●保険法対応等を目的とした約款改定を実施

### 【商品別の支払割合】

商品名	ペット賠償責任特約	1ヶ月目	2ヶ月目	・・・	12ヶ月目
①「どうぶつ健保ふぁみりい」	付帯できます	50%	50%	・・・	50%
②「どうぶつ健保べいびい」	付帯できます	100%	50%	・・・	50%
③「どうぶつ健保すまいるべいびい」	付帯できません	100%	—	—	—
④「どうぶつ健保すまいるふぁみりい」※	付帯できます	50%	50%	・・・	50%

※④は、③の1ヶ月間の保険期間終了後の継続契約となります。

# 3

## 約款

### (1) 約款の位置づけ

保険契約の内容は、普通保険約款と特約によって定められており、当社とご契約者、被保険者との具体的・個別的な権利義務関係（例えば保険会社の保険金支払義務や、ご契約者の告知義務）等を記載しています。

したがって、契約締結前及び締結時に、当社の募集人から約款の内容について十分ご説明を受けていただくことがとても重要になります。

### (2) 契約時の留意事項

#### ①重要事項の説明及び契約のご意向の確認

当社は、普通保険約款と特約の内容をわかりやすく説明するために、パンフレット、ご契約の案内、ご契約のしおり、重要事項説明書として「契約概要」と「注意喚起情報」等を作成しています。

また、当社は、「契約内容確認書」を使用することにより、お客様のご意向、状況に応じた内容、保険料となっていることを契約締結時に併せてご確認いただくようにしています。

#### ②申込書への記載事項

保険契約申込書に記載された事項は、ご契約者と当社の双方を拘束するもの（例えば、保険金の支払限度、適用保険料の決定）となります。したがって、ご記入いただいた内容が事実と異なる場合には、保険金をお支払いできない場合等もありますので、契約締結時に十分ご確認いただくことがとても重要になります。

### (3) ご契約後の留意事項

#### ①契約内容の変更

ご契約後に診療記録簿等に記載されている内容などに変更が生じたときは、直ちに取扱代理店または当社への連絡が必要です。ご通知が遅れると、変更が生じたときからお知らせいただくまでの期間の事故に関しては、保険金をお支払いできない場合がありますので、十分ご留意いただくようお願いしています。

#### ②診療記録簿等の確認

事故が起きたときすでに保険期間が終了していたり、ご契約内容の変更のお知らせを忘れてしまうことのないように、診療記録簿等により保険期間や契約内容を適宜ご確認いただくことをお勧めしています。

#### ③契約の自動継続

当社の個人向け保険商品は、原則として自動継続となっており、契約のご継続に関する手間が大幅に軽減されています。また、ご契約の満期にあわせて、当社よりご継続に関してのご案内をお送りしています。

### (4) 約款等に関する情報提供方法

当社は、普通保険約款と特約の内容をわかりやすく説明するためのパンフレットや、ご契約の案内、ご契約のしおり、重要事項説明書としての「契約概要」と「注意喚起情報」等の資料請求に対して、迅速に対応しています。また、ホームページに普通保険約款と特約を開示し、お客様の利便性向上にも努めています。

## 保険金のお支払い

保険会社は、お客様から保険料を先に収受し、その後、事故が発生した際に保険金のお支払いが発生するという、一般の事業会社とは収入と支出の順序が逆転する特殊な事業形態となっています。このため、当社では以下の二点が保険会社としての業務の根本であると考えております。

- 発生時期や内容が不確定な保険金のお支払いを、保険約款等に従ってお客様とのお約束どおりに着実に実行すること
- 適切な保険金のお支払いを通じて、将来に亘って安定して保険金が受領できる、という安心や信頼感をお客様にご提供すること

### (1) 保険金ご請求のしくみ

当社では、以下の二通りの保険金ご請求方法があります。

#### ①アニコム損保対応病院（※）で診療を受けた場合

動物病院の窓口での診療費お支払時に、保険金のご請求手続きをその場で行うことができます。（以下の「窓口精算システム」に記載した手続きを行っていただいた場合に限ります。）

所定のお手続きが終了したお客様には、診療費等の総額から保険金相当額を除いた自己負担額のみを病院窓口にてお支払いいただくこととなります。

※アニコム損保対応病院は、当社と契約を交わした上で、お客様に代わって当社に保険金の請求を行います。

#### ②アニコム損保対応病院で保険金請求手続きができなかった場合や対応病院以外の動物病院で診療を受けた場合

動物病院の窓口で、一旦診療費の全額をお支払いください。その後、お客様より直接当社へ保険金をご請求下さい。当社では、お客様からの請求書類を受領後、ご指定の保険金受取口座へ保険金をお支払いいたします。

なお、ペット賠償責任特約（※）にかかる事故が発生した場合には、速やかに当社にご連絡をいただくようお願いしています。

※ペット賠償責任特約については、35ページをご参照ください。

### <アニコム損保対応病院制度について>

#### ●窓口精算システム

お客様がアニコム損保対応病院でペットの診療を受けた際に、動物病院の窓口で以下の手続きを行うだけで、その場で保険金のご請求手続きが完了するサービス体制を構築しています。

- ①診療記録簿を提示する
- ②保険契約の有効性確認（※）を受ける

※保険契約の有効性確認とは、動物病院で診療を受ける時点でおお客様の保険契約が有効であり、病院の窓口での精算が可能な条件を満たしていることの確認業務をいいます。



対応病院の窓口で提示していただく診療記録簿

#### ●充実したアニコム損保対応病院数

全国約4,600病院（2010年3月末日現在）の窓口で保険金の請求手続きが完了する業界トップクラスの対応病院ネットワークを構築しています。

当社の保険金請求件数の約8割が対応病院の窓口での精算によるものです。

#### ●アニコム損保対応病院一覧

専用検索サイト上で、全国の対応病院の情報が確認できます。

(<http://www.anicom-ah.com/>)

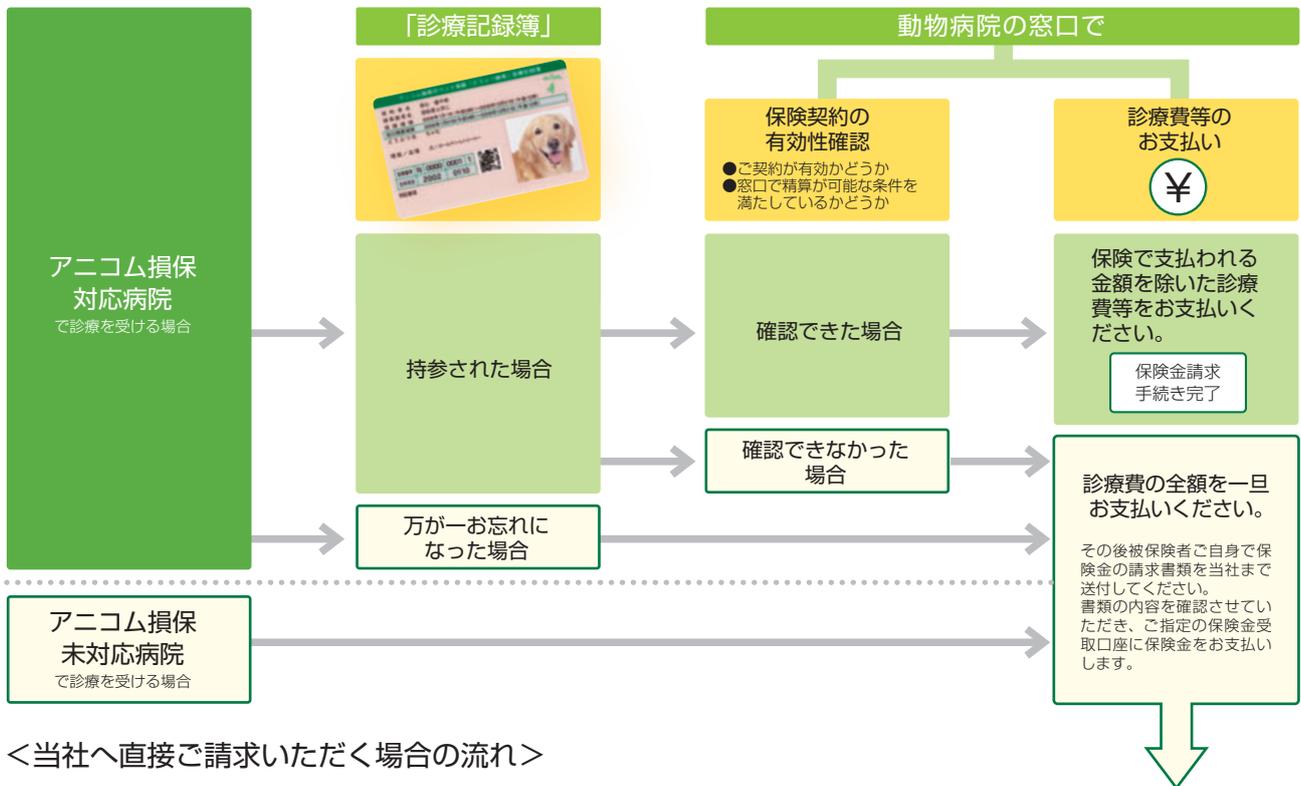


このステッカーが対応病院の目印です。

# 4

## 保険金のお支払い

### <保険金お支払いまでの標準的な流れ>



### <当社へ直接ご請求いただく場合の流れ>

- ①動物病院窓口で総診療費の全額を一旦お支払いいただき、「診療明細書」あるいは「領収書」をお受け取りください。
- ②被保険者ご自身で「保険金請求書」並びに「診療記録簿」の通院、入院、手術欄に「どうぶつ健保」を利用した日付を記入してください。
- ③必要書類を当社までご送付ください。  
 保険金請求書類の送付先は、以下のとおりです。診療日からその日を含めて30日以内にご送付ください。  
 ※保険金請求書類の文書作成料は被保険者ご自身のご負担となります。
- ④請求に必要な事項がそろったすべての書面が当社に到着した日から、その日を含めて30日以内に、保険金請求書にご記入いただいた「保険金受取口座」に保険金をお支払いします。  
 ただし、保険金のお支払いにあたり、30日を超えて特別な調査が必要となる以下の場合につきましては、それぞれの日数を経過する日までに保険金をお支払いします。
  - 保険金の算出に必要な事項等を確認するために、動物病院等による診断等の結果について照会が必要となる場合 ..... 90日
  - 災害救助法が適用された地域における保険金の算出に必要な事項等の調査が必要となる場合 ..... 60日

保険金請求書類の送付先  
 〒161-8546 東京都新宿区下落合1-5-22 アリミノビル2F  
 アニコム損保保険株式会社  
 給付調査部給付サービス1課 宛

通院	4/7	4/10	4/15	5	T6	T7	T8	T9	T10	
50%補償 20日限度 1日あたり 10,000円限度	T11	T12	T13	T14	T15	T16	T17	T18	T19	T20
入院	N1	N2	N3	N4	N5	N6	N7	N8	N9	N10
50%補償 20日限度 1日あたり 10,000円限度	N11	N12	N13	N14	N15	N16	N17	N18	N19	N20
手術	50%補償 2回限度 1回あたり100,000円限度				S1	S2	引受保険会社 アニコム損保保険株式会社			

あんしんサービスセンター 0800-888-8256 営業電話からは：03-6810-2314  
 (受付時間：平日9：30～17：30、土日・祝日：9：30～15：30)  
<http://www.anicom-sompo.co.jp>

保険金請求書 + 診療明細書 または 領収書 + 手術用診断書

アニコム損保未対応病院で手術を受ける場合には必要です。

## (2) 保険金のお支払い状況

2009年度の当社のペット保険にかかる保険金のお支払い状況は以下のとおりです。

### ①お支払い件数並びにお支払いの対象とならなかった件数及びその内訳

お支払い件数		812,475件
お支払いの対象とならなかった件数	詐欺無効	0件
	告知義務違反解除	0件
	通知義務違反解除	0件
	重大事由解除	0件
	支払事由非該当	4,744件
	免責事由該当	180件
	計	4,924件

### ②半期ごとのお支払い状況の推移

		お支払い件数	お支払いの対象とならなかった件数
2009年度	上期（2009年 4月～2009年9月）	377,778件	2,466件
	下期（2009年10月～2010年3月）	434,697件	2,458件

### ③用語の説明

用語	解説
詐欺無効	保険契約の締結等に際して保険契約者、被保険者または保険金受取人等に詐欺行為があり、契約が無効となったため、保険金のお支払対象とならなかった事案です。
告知義務違反解除	保険契約の締結等に際して、保険契約者、被保険者の故意または重大な過失によって、告知いただいた内容が事実と異なり、契約が解除となったため、保険金のお支払対象とならなかった事案です。
通知義務違反解除	重複する保険契約の通知を保険契約者、被保険者からいただけなかったことにより、契約が解除となったため、保険金のお支払対象とならなかった事案です。
重大事由解除	保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金を詐取する目的で事故を起こすなどの事由により、保険契約が解除となったため、保険金のお支払対象とならなかった事案です。
支払事由非該当	責任開始日前の発病など、約款に定められた保険金のお支払事由に該当しなかったため、保険金のお支払対象とならなかった事案です。
免責事由該当	保険金支払の対象とならない疾病として、ご契約時にあらかじめ取り決めていた疾病により入院した場合や、被保険者の故意など、普通保険約款・特約条項に定められた保険金をお支払いしない事由に該当するため、保険金のお支払対象とならなかった事案です。



## 各種サービス

当社では、ご契約者の皆様に、無料でご利用いただける各種サービスをご用意しています。飼い主の皆様とどうぶつの「笑顔」を生み出すための、アニコム損保ならではのサービスです。

### (1) しつけ・健康相談サービス

ペットの幼少期から高齢期まで、しつけや健康に関する相談を、コールセンターやホームページを通じて、アニコムカウンセラー、獣医師等がお受けしています。ホームページでは、どなたでも閲覧可能な掲示板「教えて！アニコム損保！しつけ・健康相談編」でのご相談のほか、「よくあるご質問」ページ内の「新規作成」フォームを利用して、公開せずにご相談いただくことも可能です。

### (2) 迷子搜索サポートサービス

ペット保険にご契約いただいたどうぶつが迷子になってしまったとき、迷子搜索サポートを受けることができます。大切なわが子が迷子になった際には、搜索についてのアドバイスやご相談を受けることができますので、すぐにご連絡ください。また、ホームページに「迷子搜索サポートマップ」という専用ページを設けており、このページ上で迷子の発生をお知らせすることや、登録していただいている地域の搜索隊の方へ迷子搜索メールを配信することにより、搜索のお手伝いをします。

しつけ・健康相談、迷子搜索サポートは以下の「あんしんサービスセンター」で承ります。なお、しつけ・健康相談は、平日のみの予約制となります。

- 電話：0800-888-8256  
03-6810-2314（携帯電話・PHS）
- 受付時間：平日9：30～17：30  
（土日・祝日9：30～15：30）



### (3) ご契約者専用ページ

「ご契約者専用ページ」をパソコン及び携帯電話のホームページ上にご用意しており、インターネットから、ご契約内容の照会や住所、電話番号、改姓等のご契約者様情報の変更手続きのほか、保険金請求書類のダウンロードや、保険金のお受取実績の確認等も可能となっています。

#### ■ パソコンでのサービス内容

(URL : <https://cs.anicom-sompo.co.jp/>)

- 契約内容の照会
- ご契約者情報の変更
- 診療記録簿写真の変更
- Web保険証券閲覧とダウンロード
- 保険金請求書類のダウンロード
- 保険金受取実績の照会
- 保険料払込状況の確認
- 暗証番号（パスワード）の変更

#### ■ 携帯電話でのサービス内容

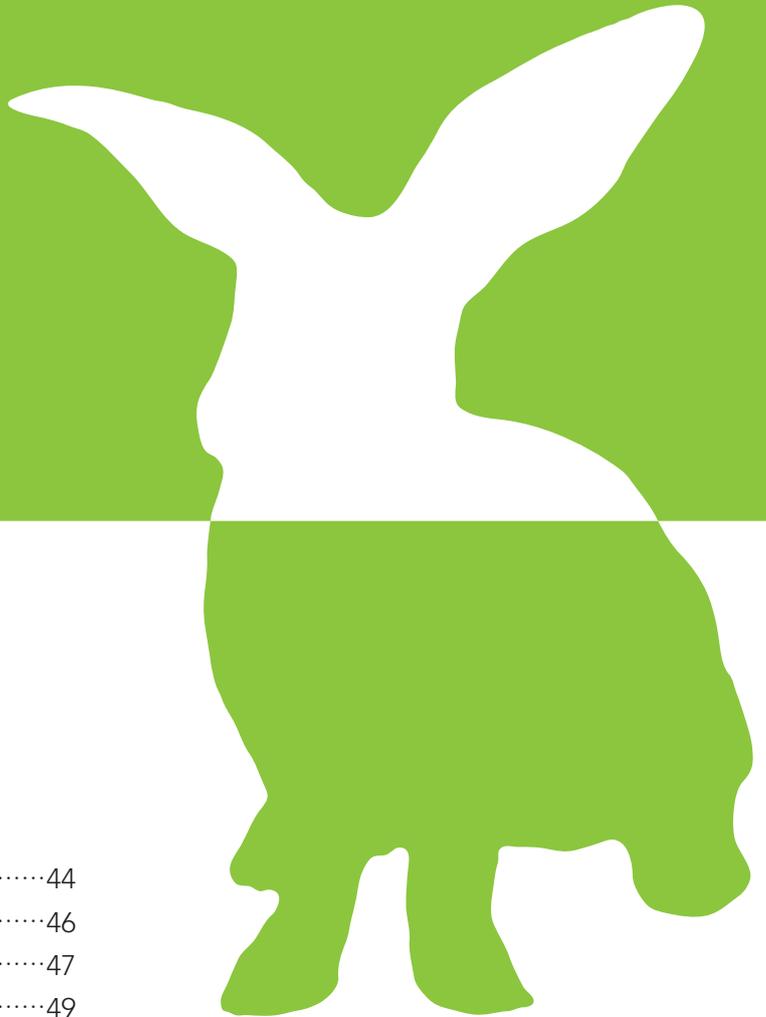
(URL : <http://m.anicom-s.jp/>)

- 契約内容の照会
- ご契約者情報の変更
- 診療記録簿写真の変更
- 暗証番号（パスワード）の変更



# III

## コーポレート データ



1. 株式の状況等 .....	44
2. 会社の組織 .....	46
3. 役員の状況 .....	47
4. 従業員の状況 .....	49

## 株式の状況等

### (1) 株式の状況 (2010年3月31日現在)

当社は、アニコム ホールディングス株式会社の完全子会社です。

①発行する株式の種類	普通株式
②発行可能株式総数	240,000株
③発行済株式総数	115,740.4株

### (2) 基本事項

①事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
②定時株主総会	毎事業年度終了後4ヶ月以内に開催いたします。
③基準日	3月31日
④公告方法	電子公告により行います。 ただし、事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載して行います。

### (3) 株主総会の開催状況

#### ■臨時株主総会

〈開催日〉 2010年(平成22年)3月15日(月)

〈決議事項〉

議案	株主割当による新株発行の件 原案のとおり、普通株式10,000株の発行並びに親会社であるアニコム ホールディングス株式会社への割当について承認可決されました。
----	--

#### ■第5回定時株主総会

〈開催日〉 2010年(平成22年)6月28日(月)

〈報告事項〉

第5期(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件

〈決議事項〉

第1号議案	取締役4名選任の件 原案のとおり、小森 伸昭、平井 聡、畑古 明宏、百瀬 由美子の各氏が選任され就任いたしました。
第2号議案	会計監査人選任の件 原案のとおり、新日本有限責任監査法人が選任されました。

#### (4) 資本金の推移及び新株発行の状況

年月日	発行済株式総数（普通株式）		資本金		資本準備金		摘 要
	増減数	残高	増減額	残高	増減額	残高	
2006年1月26日	60,000株	60,000株	1,500百万円	1,500百万円	1,500百万円	1,500百万円	アニコム インシュアランス プランニング(株)として設立
2006年2月28日	—	—	1,500百万円	3,000百万円	△1,500百万円	—	資本準備金を資本金へ組み入れ
2006年4月3日	1,740.4株	61,740.4株	—	3,000百万円	114百万円	114百万円	親会社であるアニコム インターナショナル(株)（※）より、ペット保険の営業基盤の譲受
2007年10月12日	20,000株	81,740.4株	500百万円	3,500百万円	500百万円	614百万円	アニコム インターナショナル(株)（※）に対する割当増資
2009年3月17日	24,000株	105,740.4株	600百万円	4,100百万円	600百万円	1,214百万円	アニコム ホールディングス(株)に対する割当増資
2010年3月18日	10,000株	115,740.4株	250百万円	4,350百万円	250百万円	1,464百万円	アニコム ホールディングス(株)に対する割当増資
2010年3月31日現在	—	115,740.4株	—	4,350百万円	—	1,464百万円	—

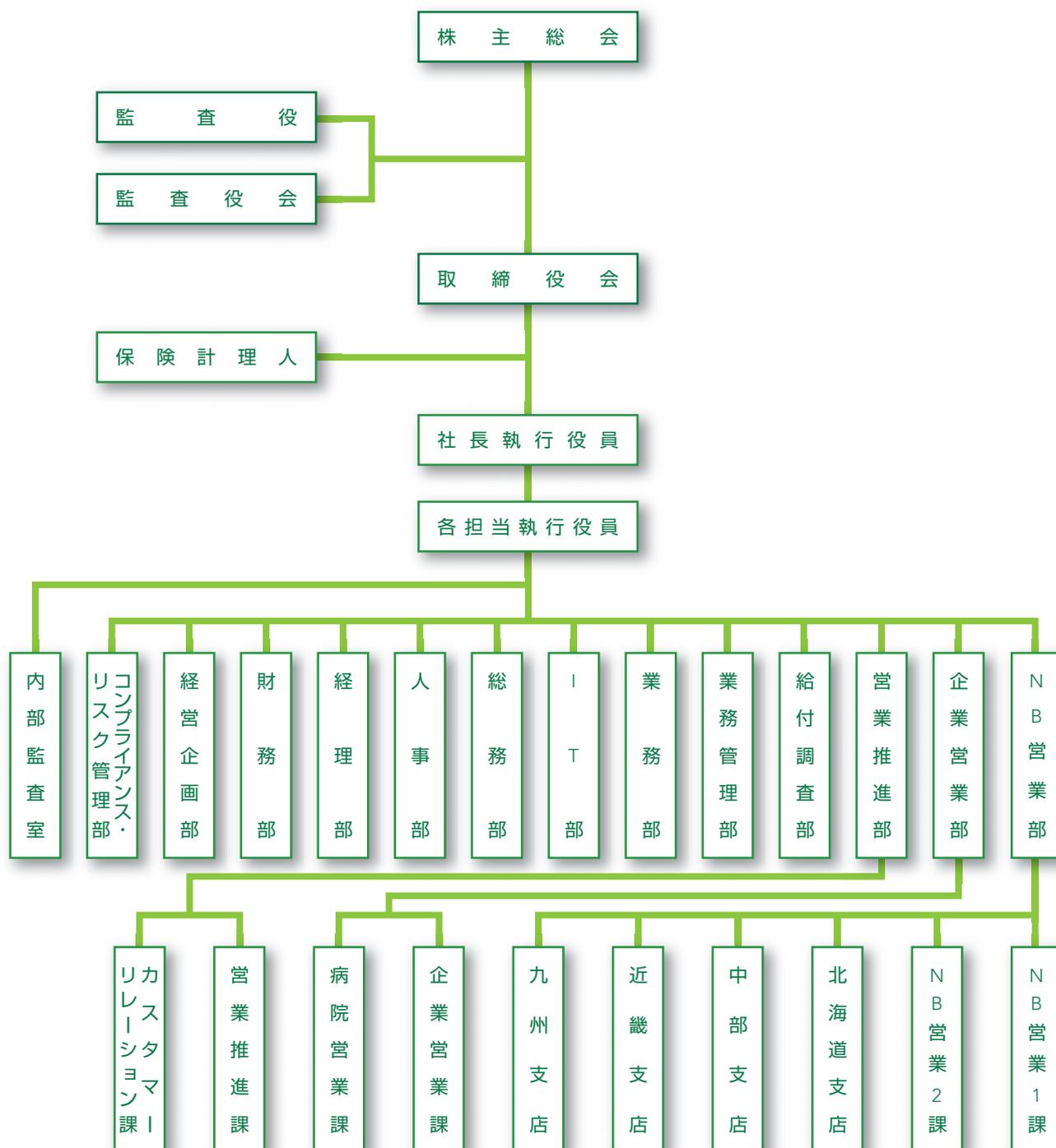
※ 現アニコム ホールディングス株式会社

## 会社の組織 (2010年7月1日現在)

本社機構は、独立した部によって構成され、それぞれ所管業務を担当しています。  
営業の拠点として、札幌、名古屋、大阪、福岡に支店を設置しています。

※営業以外の部門に配する課の表示は省略しました。

※支店の所在地については、2ページをご参照ください。



## 役員の状況

※ 社名はすべて、現在の社名で表示しております。

(2010年(平成22年)7月1日現在)

役名及び職名	氏名 (生年月日)	略歴		担当
代表取締役 社長執行役員	小森 伸昭 (昭和44年5月2日生)	平成4年4月 平成12年4月 平成12年7月 平成18年1月	東京海上日動火災保険株式会社 入社 anicom(動物健康促進クラブ) 理事長 アニコムホールディングス株式会社 代表取締役社長(現任) アニコム損害保険株式会社 代表取締役社長(現任)  (主要な兼職状況) アニコムホールディングス株式会社 代表取締役社長 アニコムフロンティア株式会社 取締役 アニコムパフェ株式会社 取締役	総括
取締役 執行役員	平井 聡 (昭和38年9月4日生)	昭和63年4月 平成19年4月 平成19年6月	セゾン自動車火災保険株式会社 入社 アニコムホールディングス株式会社 入社 アニコム損害保険株式会社 取締役(現任)	経営企画部
取締役 執行役員	畑古 明宏 (昭和44年4月25日生)	平成4年4月 平成18年12月	東京海上日動火災保険株式会社 入社 アニコム損害保険株式会社 入社 同社 取締役(現任)	企業営業部 NB営業部
取締役 執行役員	百瀬 由美子 (昭和42年9月8日生)	平成3年4月 平成12年4月 平成12年7月 平成15年5月 平成17年8月 平成18年1月	東京海上日動火災保険株式会社 入社 anicom(動物健康促進クラブ) 理事 アニコムホールディングス株式会社 入社 同社 取締役 同社 常務取締役(現任) アニコム損害保険株式会社 取締役(現任)  (主要な兼職状況) アニコムホールディングス株式会社 常務取締役	人事部 総務部 業務管理部 コンプライアンス・ リスク管理部
執行役員	宮野 堪介 (昭和52年3月3日生)	平成12年7月 平成18年12月	アニコムホールディングス株式会社 入社 アニコム損害保険株式会社 執行役員(現任)	給付調査部 業務部
執行役員	安藤 顕司 (昭和46年5月14日生)	平成元年9月 平成7年1月 平成15年8月 平成18年1月 平成20年4月	株式会社ティーバード 入社 株式会社プロトコーポレーション 入社 INTAC VISION SINGAPORE PTE LTD 入社 アニコムホールディングス株式会社 入社 アニコム損害保険株式会社 執行役員(現任)	IT部
執行役員	伊藤 幹夫 (昭和39年12月9日生)	昭和63年4月 平成17年9月 平成19年8月 平成20年6月	株式会社りそな銀行 入行 ディップ株式会社 入社 アニコム損害保険株式会社 入社 アニコムホールディングス株式会社 執行役員(現任) アニコム損害保険株式会社 執行役員(現任)  (主要な兼職状況) アニコムホールディングス株式会社 執行役員	財務部

## 役員状況

※社名はすべて、現在の社名で表示しております。

(2010年(平成22年)7月1日現在)

役名及び職名	氏名 (生年月日)	略歴		担当
執行役員	おおくぼ こうじ 大久保 弘二 (昭和46年5月21日生)	平成6年4月 平成20年1月 平成20年6月	新日本有限責任監査法人 入所 アニコム ホールディングス株式会社 入社 アニコム ホールディングス株式会社 執行役員(現任) アニコム損害保険株式会社 執行役員(現任)  (主要な兼職状況) アニコム ホールディングス株式会社 執行役員	経理部
執行役員	のだ しんご 野田 真吾 (昭和51年2月15日生)	平成11年4月 平成17年10月 平成22年4月	エムエスティ保険サービス株式会社 入社 アニコム ホールディングス株式会社 入社 アニコム損害保険株式会社 執行役員(現任)	営業推進部
執行役員	すだ かずお 須田 一夫 (昭和24年4月21日生)	昭和49年4月 平成11年7月  平成17年7月 平成21年8月 平成22年4月 平成22年6月	東京海上日動火災保険株式会社 入社 同社 国際部サンパウロ駐在員 America Latina Companhia de Seguros 社 取締役 (経理財務担当) Tokyo Marine Seguradora S.A 社 取締役副社長 アニコム損害保険株式会社 入社 アニコム ホールディングス株式会社 執行役員(現任) アニコム損害保険株式会社 執行役員(現任)  (主要な兼職状況) アニコム ホールディングス株式会社 執行役員	内部監査室
常勤監査役	ふじた しんいちろう 藤田 信一郎 (昭和20年10月30日生)	昭和43年4月 平成18年1月 平成20年6月	東京海上日動火災保険株式会社 入社 アニコム ホールディングス株式会社 内部監査室長 アニコム損害保険株式会社 常勤監査役(現任)	—
監査役 (社外)	しおかわ のぶあき 塩川 伸明 (昭和22年8月6日生)	昭和45年4月 平成14年7月 平成18年7月 平成20年4月 平成20年6月	東京海上日動火災保険株式会社 入社 東京海上日動ファシリティーズ株式会社 入社 同社 執行役員兼事務システム部長 日本ルシーダ株式会社 監査役 アニコム損害保険株式会社 監査役(現任)  (主要な兼職状況) アニコム ホールディングス株式会社 監査役	—
監査役 (社外)	いわもと こういちろう 岩本 康一郎 (昭和42年2月4日生)	平成8年4月 平成17年4月 平成19年7月 平成20年8月	弁護士登録 三好総合法律事務所 入所 岩本・高久・渡辺法律事務所 開設 株式会社QLC 監査役(現任) アニコム損害保険株式会社 監査役(現任)  (主要な兼職状況) アニコム ホールディングス株式会社 監査役	—

## 従業員の状況

### (1) 従業員の状況 (2010年3月31日現在)

人員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
193名	32.4歳	3.9年	4,940千円

- (注) 1.人員数には、兼務役員、社外への出向者及びパートタイマー等の臨時従業員は含みません。  
2.平均勤続年数はアニコムグループ会社における在籍期間を通算して算出しています。  
3.平均給与額は基準外給与を含んでいます。

### (2) 採用方針

当社では、オープンで公正な採用を基本方針とし、学歴、年齢、国籍等にとらわれず人物本位の採用を行っています。広い視野を持ち、自らの実行力をもって常に成長をし、新しいことを生み出し続けることができる人材の採用を目指しています。

### (3) 社員教育・能力開発

当社では、常にオープンで公平な教育機会を提供し、個々の能力や適性を尊重しながら互いに協力し自由に競い合うことで加速度的な成長を遂げることを目的とし、人材育成・能力開発に努めています。また、あらゆる状況において、ロール(役割)をプレイ(演技)する組織風土を醸成し、勇気をもって実践することによって自己成長を遂げ、真のプロ人材の育成に努めています。

### (4) 福利厚生制度

当社では、社員とその家族の健康的で豊かな生活を支える一助として、個々の価値観、ライフスタイル、多様なニーズに対応した福利厚生制度の充実に努めています。

(法律で定められている社会保険等の福利厚生制度のほか、特別休暇制度、従業員持株会、慶弔見舞金、ペットの慶弔休暇、育児支援手当等の諸制度を実施しています。)

### (5) 人権啓発への取り組み

当社では、社員が法令等を遵守し、規律正しく行動すること、特に次の事項については最大限尊重して行動することを求めています。

#### ①人権の尊重

お客様、役職員をはじめ、あらゆる人の基本的人権を尊重して行動すること。

#### ②差別の禁止

人権は、世界的に認められた価値基準であることを認識し、性別、年齢、職業、国籍、人種、思想、信条、宗教、社会的地位又は門地等を理由とする差別や人権侵害は、決して容認しないこと。

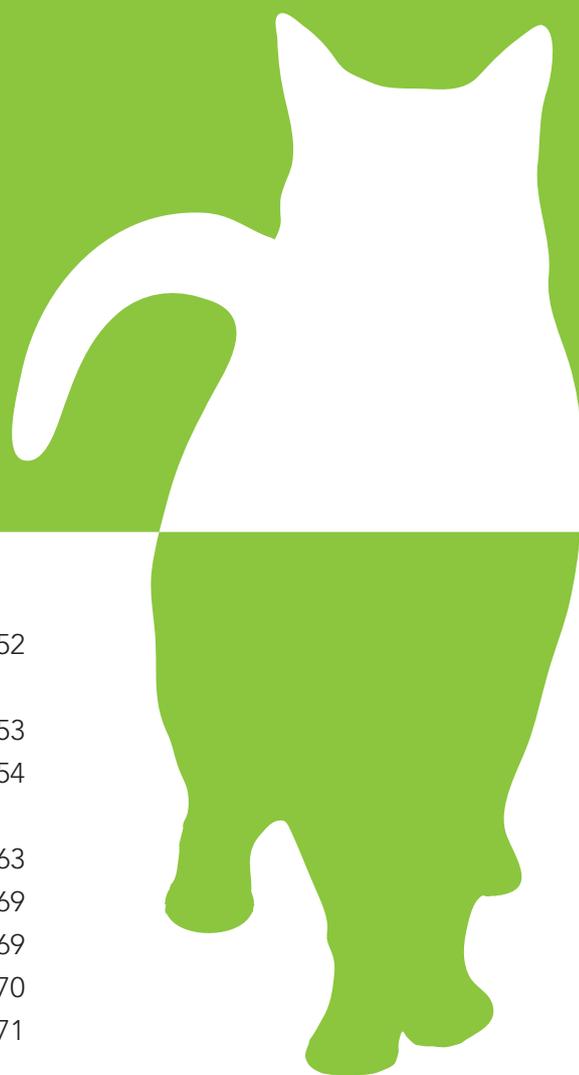
#### ③ハラスメントの禁止

セクシュアル・ハラスメント等のいかなるハラスメントも容認しないこと。

なお、当社はセクシュアル・ハラスメント等職場での人権問題の解決に向け社内及び社外に相談窓口(ホットライン)を設置しております。社内の相談窓口は持株会社であるアニコムホールディングスのコンプライアンス・リスク管理部とし、社外の相談窓口としては、外部の法律事務所と契約し、常時相談できる体制になっています。



# IV 業績データ



IV-1 主要な業務に関する事項	
1. 代表的な経営指標等	52
2. 直近の5事業年度における主要な業務の 状況を示す指標	53
3. 業務の状況を示す指標	54
IV-2 財産の状況	
1. 計算書類	63
2. リスク管理債権	69
3. 債務者区分に基づいて区分された債権	69
4. ソルベンシー・マージン比率	70
5. 時価情報	71
6. 会計監査及び代表者による財務諸表に 関する確認書	72
損害保険用語の解説	73

## 代表的な経営指標等

区分	平成20年度	平成21年度	用語説明
正味収入保険料	6,441百万円	<b>8,980百万円</b>	ご契約者から受領した保険料に、保険金支払負担の平均化・分散化を図るための他の保険会社との再保険契約のやり取りを加減した金額であり、売上規模を示す指標です。
正味損害率	24.4%	<b>45.5%</b>	正味収入保険料に対する正味支払保険金と損害調査費との合計額の割合のことで、保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられるものです。
正味事業費率	48.0%	<b>40.3%</b>	正味収入保険料に対する保険事業上の経費の割合のことで、正味損害率と同様に、保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられるものです。この経費には、営業費及び一般管理費のうち、保険引受に係る金額及び諸手数料が含まれます。
保険引受利益	△1,949百万円	<b>383百万円</b>	正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金・損害調査費等の保険引受費用と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したもので、保険本業での最終的な損益を示すものです。
経常利益	△1,275百万円	<b>183百万円</b>	正味収入保険料、利息及び配当金収入、有価証券売却益等の経常収益から、正味支払保険金、有価証券評価損、営業費及び一般管理費等の経常費用を差し引いたもので、経常的に発生する取引から生じた損益を示すものです。
当期純利益	△1,286百万円	<b>124百万円</b>	上記の経常利益に固定資産処分損益や価格変動準備金繰入額等の特別損益、法人税及び住民税、法人税等調整額を加減したもので、事業年度に発生した全取引によって生じた損益を示すものです。
ソルベンシー・マージン比率	633.3%	<b>468.0%</b>	巨大災害の発生や、保有資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超えて発生し得る危険に対する、資本金・準備金等の支払余力の割合を示す指標です。行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用されており、この数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。
総資産額	7,955百万円	<b>9,770百万円</b>	保険会社が保有する資産の総額で、具体的には貸借対照表上の「資産の部合計」です。保険会社の資産規模を示すものです。
純資産額	3,689百万円	<b>4,340百万円</b>	上記の総資産額から、責任準備金等の負債額を控除したもので、具体的には貸借対照表上の「純資産の部合計」です。保険会社の担保力を示すものです。
その他有価証券評価差額	△2百万円	<b>24百万円</b>	保有有価証券等に占める「その他有価証券」の時価評価後の金額と時価評価前の金額の差額を指します。財務諸表上は、この評価差額から税金相当額を控除した金額を、貸借対照表の純資産の部に「その他有価証券評価差額金」として計上しています。
リスク管理債権	—	—	貸付金のうち、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号口に基づき開示している不良債権額です。貸付金の価値の毀損の危険性、回収の危険性等に応じて、「破綻先債権」、「延滞債権」、「3か月以上延滞債権」、「貸付条件緩和債権」の4つに区分されています。

## 直近の5事業年度における 主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
正味収入保険料	—	—	—	6,441	8,980
経常収益	0	17	26	6,473	9,076
経常利益	△36	△98	△78	△1,275	183
当期純利益	△36	△209	△90	△1,286	124
資本金の額及び発行済株式の総数	3,000 (60,000株)	3,000 (61,740.4株)	3,500 (81,740.4株)	4,100 (105,740.4株)	4,350 (115,740.4株)
純資産額	2,963	2,871	3,782	3,689	4,340
総資産額	3,004	2,968	4,075	7,955	9,770
特別勘定又は積立勘定として経理された資産額	—	—	—	—	—
責任準備金残高	—	—	—	3,206	4,125
貸付金残高	—	—	—	—	—
有価証券残高	—	2,283	2,804	5,212	6,644
ソルベンシー・マージン比率	—%	—%	28,819.1%	633.3%	468.0%
配当性向	—	—	—	—	—
従業員数	40名	18名	80名	151名	193名

(注) 平成18年度以前は、アニコム インシュアランス プランニング株式会社（準備会社）の数値です。

## 業務の状況を示す指標

### (1) 主要な業務の状況を示す指標

#### ① 正味収入保険料の額及び元受正味保険料の額

<正味収入保険料>

(単位：百万円)

種目	平成19年度			平成20年度			平成21年度		
	構成比%	増減率%		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%	
火災	—	—	—	—	—	—	—	—	
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	
傷害	—	—	—	—	—	—	—	—	
自動車	—	—	—	—	—	—	—	—	
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他	—	—	—	6,441	100.0	—	8,980	100.0	39.4
(うちペット保険)	—	—	—	(6,441)	(100.0)	—	(8,980)	(100.0)	(39.4)
合計	—	—	—	6,441	100.0	—	8,980	100.0	39.4

(注) 正味収入保険料とは、元受及び受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

<元受正味保険料>

(単位：百万円)

種目	平成19年度			平成20年度			平成21年度		
	構成比%	増減率%		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%	
火災	—	—	—	—	—	—	—	—	
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	
傷害	—	—	—	—	—	—	—	—	
自動車	—	—	—	—	—	—	—	—	
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他	—	—	—	6,441	100.0	—	8,980	100.0	39.4
(うちペット保険)	—	—	—	(6,441)	(100.0)	—	(8,980)	(100.0)	(39.4)
合計	—	—	—	6,441	100.0	—	8,980	100.0	39.4

(注) 元受正味保険料とは、元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものをいいます。

#### ② 受再正味保険料の額及び支払再保険料の額

該当ありません。

#### ③ 解約返戻金の額

(単位：百万円)

種目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
火災	—	—	—
海上	—	—	—
傷害	—	—	—
自動車	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—
その他	—	35	59
(うちペット保険)	—	(35)	(59)
合計	—	35	59

(注) 解約返戻金とは、元受解約返戻金及び受再解約返戻金の合計額をいいます。

#### ④保険引受利益の額

＜保険引受利益＞

(単位：百万円)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度
保険引受収益	—	6,441	9,003
保険引受費用	—	5,616	5,541
営業費及び一般管理費	602	2,774	3,079
その他収支	—	—	—
保険引受利益	△602	△1,949	383

(注) 1. 営業費及び一般管理費は、損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額です。  
2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額などがあります。

[種目別保険引受利益]

(単位：百万円)

種目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
火災	—	—	—
海上	—	—	—
傷害	—	—	—
自動車	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—
その他	△602	△1,949	383
(うちペット保険)	(△602)	(△1,949)	(383)
合計	△602	△1,949	383

#### ⑤正味支払保険金の額及び元受正味保険金の額

＜正味支払保険金＞

(単位：百万円)

種目	平成19年度			平成20年度			平成21年度		
	構成比%	増減率%		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%	
火災	—	—	—	—	—	—	—	—	
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	
傷害	—	—	—	—	—	—	—	—	
自動車	—	—	—	—	—	—	—	—	
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他	—	—	—	1,368	100.0	—	3,766	100.0	175.2
(うちペット保険)	—	—	—	(1,368)	(100.0)	—	(3,766)	(100.0)	(175.2)
合計	—	—	—	1,368	100.0	—	3,766	100.0	175.2

(注) 正味支払保険金とは、元受及び受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものをいいます。

＜元受正味保険金＞

(単位：百万円)

種目	平成19年度			平成20年度			平成21年度		
	構成比%	増減率%		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%	
火災	—	—	—	—	—	—	—	—	
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	
傷害	—	—	—	—	—	—	—	—	
自動車	—	—	—	—	—	—	—	—	
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他	—	—	—	1,368	100.0	—	3,766	100.0	175.2
(うちペット保険)	—	—	—	(1,368)	(100.0)	—	(3,766)	(100.0)	(175.2)
合計	—	—	—	1,368	100.0	—	3,766	100.0	175.2

#### ⑥受再正味保険金の額及び回収再保険金の額

該当ありません。

業務の状況を示す指標

(2) 保険契約に関する指標

① 契約者配当金

該当ありません。

② 正味損害率、正味事業費率及びその合算率

(単位：%)

種目	平成19年度			平成20年度			平成21年度		
	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火災	—	—	—	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	24.4	48.0	72.4	45.5	40.3	85.8
(うちペット保険)	—	—	—	(24.4)	(48.0)	(72.4)	(45.5)	(40.3)	(85.8)
合計	—	—	—	24.4	48.0	72.4	45.5	40.3	85.8

- (注) 1. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料  
 2. 正味事業費率 = (諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 正味収入保険料  
 3. 合算率 = 正味損害率 + 正味事業費率

③ 出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

(単位：%)

種目	平成19年度			平成20年度			平成21年度		
	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災	—	—	—	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	60.9	89.8	150.7	48.6	43.3	92.0
(うちペット保険)	—	—	—	(60.9)	(89.8)	(150.7)	(48.6)	(43.3)	(92.0)
合計	—	—	—	60.9	89.8	150.7	48.6	43.3	92.0

- (注) 1. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。  
 2. 発生損害率 = (出再控除前の発生損害額 + 損害調査費) ÷ 出再控除前の既経過保険料  
 3. 事業費率 = (諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 出再控除前の既経過保険料  
 4. 合算率 = 発生損害率 + 事業費率  
 5. 出再控除前の発生損害額 = 支払保険金 + 出再控除前の支払備金積増額  
 6. 出再控除前の既経過保険料 = 収入保険料 - 出再控除前の未経過保険料積増額  
 7. 第三分野保険については、取扱いがないため内訳の記載を省略しています。

④ 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度
国内	—	100.0%	100.0%
海外	—	—	—

⑤ 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

該当ありません。

⑥ 出再保険料の格付ごとの割合

該当ありません。

⑦ 未収再保険金の額

該当ありません。

### (3) 経理に関する指標

#### ① 支払備金の額及び責任準備金の額

<支払備金>

(単位：百万円)

種目	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末
火災	—	—	—
海上	—	—	—
傷害	—	—	—
自動車	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—
その他	—	523	500
(うちペット保険)	—	(523)	(500)
合計	—	523	500

<責任準備金>

(単位：百万円)

種目	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末
火災	—	—	—
海上	—	—	—
傷害	—	—	—
自動車	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—
その他	—	3,206	4,125
(うちペット保険)	—	(3,206)	(4,125)
合計	—	3,206	4,125

#### ② 責任準備金積立水準

当社にて取扱う保険契約は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約に該当するため、積立方式及び積立率を記載していません。

#### ③ 責任準備金の残高の内訳

<平成20年度末>

(単位：百万円)

種目	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金	計
火災	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—
自動車	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—
その他	3,000	206	—	—	—	3,206
(うちペット保険)	(3,000)	(206)	—	—	—	(3,206)
合計	3,000	206	—	—	—	3,206

<平成21年度末>

(単位：百万円)

種目	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金	計
火災	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—
自動車	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—
その他	3,631	493	—	—	—	4,125
(うちペット保険)	(3,631)	(493)	—	—	—	(4,125)
合計	3,631	493	—	—	—	4,125

業務の状況を示す指標

④引当金の期末残高及び期中の増減額

<平成20年度>

(単位：百万円)

区分	平成19年度末 残高	平成20年度 増加額	平成20年度減少額		平成20年度末 残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	—	—	—	—
	個別貸倒引当金	—	—	—	—
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—
賞与引当金	10	21	10	—	21
価格変動準備金	0	0	—	—	0
合計	11	22	10	—	22

<平成21年度>

(単位：百万円)

区分	平成20年度末 残高	平成21年度 増加額	平成21年度減少額		平成21年度末 残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	—	—	—	—
	個別貸倒引当金	—	—	—	—
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—
賞与引当金	21	29	21	—	29
価格変動準備金	0	0	—	—	1
合計	22	30	21	—	31

⑤貸付金償却の額

該当ありません。

⑥資本金等明細表

<平成20年度>

(単位：百万円)

区分	平成19年度末 残高	平成20年度 増加額	平成20年度 減少額	平成20年度末 残高	
資本金	3,500	600	—	4,100	
うち 既発行株式	普通株式	(81,740.4株) 3,500	(24,000株) 600	— —	(105,740.4株) 4,100
	合計	(81,740.4株) 3,500	(24,000株) 600	— —	(105,740.4株) 4,100
	資本準備金 及び その他資本剰余金	(資本準備金) 株式払込剰余金 614 (その他資本剰余金) — 合計 614	600 — 600	— — —	1,214 — 1,214
利益準備金 及び 任意積立金	(利益準備金) △336 (任意積立金) — 合計 △336	△1,286 — △1,286	— — —	△1,622 — △1,622	

<平成21年度>

(単位：百万円)

区分	平成20年度末 残高	平成21年度 増加額	平成21年度 減少額	平成21年度末 残高	
資本金	4,100	250	—	4,350	
うち 既発行株式	普通株式	(105,740.4株) 4,100	(10,000株) 250	— —	(115,740.4株) 4,350
	合計	(105,740.4株) 4,100	(10,000株) 250	— —	(115,740.4株) 4,350
	資本準備金 及び その他資本剰余金	(資本準備金) 株式払込剰余金 1,214 (その他資本剰余金) — 合計 1,214	250 — 250	— — —	1,464 — 1,464
利益準備金 及び 任意積立金	(利益準備金) △1,622 (任意積立金) — 合計 △1,622	124 — 124	— — —	△1,498 — △1,498	

⑦損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の額の変動

<平成20年度>

損害率の上昇シナリオ	発生損害率が1%上昇すると仮定しています。
計算方法	○増加する発生損害率=既経過保険料×1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しています。 ○増加する異常危険準備金取崩額=正味支払保険金の増加を考慮した取崩額-決算時取崩額 ○経常利益の減少額=増加する発生損害額-増加する異常危険準備金取崩額
経常損失の増加額	34百万円 異常危険準備金残高の取崩額 一百万円

<平成21年度>

損害率の上昇シナリオ	発生損害率が1%上昇すると仮定しています。
計算方法	○増加する発生損害率=既経過保険料×1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しています。 ○増加する異常危険準備金取崩額=正味支払保険金の増加を考慮した取崩額-決算時取崩額 ○経常利益の減少額=増加する発生損害額-増加する異常危険準備金取崩額
経常利益の減少額	83百万円 異常危険準備金残高の取崩額 一百万円

⑧期首時点支払備金（見積り額）の当期末状況（ラン・オフ・リザルト）

（単位：百万円）

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る当期支払保険金	前期以前発生事故に係る当期末支払備金	当期把握見積り差額
平成21年度	523	380	2	140

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。  
2. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。  
3. 当期把握見積り差額=期首支払備金-(前期以前発生事故に係る当期支払保険金+前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

⑨事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

該当ありません。

⑩事業費（含む損害調査費）

（単位：百万円）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	143	875	1,310
物件費	440	2,059	2,027
税金	19	43	58
火災予防拠出金及び交通事故予防拠出金	—	—	—
保険契約者保護機構に対する負担金	0	0	3
諸手数料及び集金費	—	314	538
合計	602	3,293	3,938

## 業務の状況を示す指標

### (4) 資産運用に関する指標等

#### ① 資産運用方針

当社の資産運用は、将来の保険金支払に備えるため、「安全性」、「流動性」の確保に努めており、「収益性」、「公共性」を総合的に判断し、リスク管理に十分留意した運用を実施しております。

また、健全な財務基盤の維持と純資産価値の拡大とともに、投資対象ごとのリスク・リターン特性のバランスを考慮し、特に保険事業とのシナジーが働きやすい分野を中心に多様な機会創出をするという哲学のもと、分散投資を行ってまいります。

#### ② 資産運用リスク管理体制

当社では、運用フロント業務を財務部、運用事務を経理部、リスク管理をコンプライアンス・リスク管理部が担当するという役割分担のもと、不測の事態が生じないよう、定性・定量の両面から市場リスク・信用リスクを把握し、適切なリスク管理に取り組んでおります。

#### ③ 資産運用の概況

(単位：百万円)

区分	平成19年度末		平成20年度末		平成21年度末	
		構成比%		構成比%		構成比%
預貯金	89	2.2	441	5.6	925	9.5
コールローン	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—
有価証券	2,804	68.8	5,212	65.5	6,644	68.0
貸付金	—	—	—	—	—	—
土地・建物	13	0.3	11	0.2	12	0.1
運用資産計	2,907	71.3	5,665	71.2	7,582	77.6
総資産	4,075	100.0	7,955	100.0	9,770	100.0

#### ④ 利息及び配当金収入並びに運用資産利回り

(単位：百万円)

区分	平成19年度末		平成20年度末		平成21年度末	
		利回り%		利回り%		利回り%
預貯金	0	0.03	0	0.18	1	0.18
コールローン	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—
有価証券	25	0.96	30	0.90	69	1.18
貸付金	—	—	—	—	—	—
土地・建物	—	—	—	—	—	—
小計	25	0.93	30	0.81	70	1.08
その他	—	—	—	—	—	—
合計	25	—	30	—	70	—

(注) 利回りは(収入金額÷月平均運用額)で算出しています。

#### ⑤ 海外投融資残高及び海外投融資利回り

該当ありません。

#### ⑥ 商品有価証券の平均残高及び売買高

該当ありません。

⑦保有有価証券の種類別の残高及び合計に対する構成比

(単位：百万円)

区分	平成19年度末		平成20年度末		平成21年度末	
		構成比%		構成比%		構成比%
国債	1,007	35.9	1,907	36.6	2,308	34.7
地方債	—	—	100	1.9	100	1.5
社債	1,496	53.4	2,808	53.9	3,736	56.2
株式	—	—	56	1.1	56	0.9
外国証券	—	—	—	—	303	4.6
その他の証券	300	10.7	339	6.5	139	2.1
合計	2,804	100.0	5,212	100.0	6,644	100.0

⑧保有有価証券利回り

(単位：%)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度
公社債	0.98	1.01	1.23
株式	—	—	—
外国証券	—	—	1.47
その他の証券	0.34	0.26	0.08
合計	0.96	0.90	1.18

⑨有価証券の種類別の残存期間別残高

<平成20年度末>

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのない ものを含む)	合計
国債	400	502	1,004	—	—	—	1,907
地方債	—	100	—	—	—	—	100
社債	300	1,305	606	—	597	—	2,808
株式	—	—	—	—	—	56	56
外国証券	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	339	339
合計	700	1,908	1,610	—	597	395	5,212

<平成21年度末>

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのない ものを含む)	合計
国債	599	1,003	704	—	—	—	2,308
地方債	100	—	—	—	—	—	100
社債	1,202	1,013	293	202	1,024	—	3,736
株式	—	—	—	—	—	56	56
外国証券	—	99	204	—	—	—	303
その他の証券	—	—	—	—	—	139	139
合計	1,902	2,116	1,202	202	1,024	195	6,644

業務の状況を示す指標

⑩業種別保有株式の額

(単位：株、百万円)

区分	平成19年度末			平成20年度末			平成21年度末		
	株数	金額	構成比%	株数	金額	構成比%	株数	金額	構成比%
金融保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
輸送用機器	—	—	—	—	—	—	—	—	—
商業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電気機器	—	—	—	—	—	—	—	—	—
化学	—	—	—	—	—	—	—	—	—
陸運業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
機械	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電気・ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—
サービス	—	—	—	170	56	100.0	170	56	100.0
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	170	56	100.0	170	56	100.0

⑪貸付金の残存期間別の残高

該当ありません。

⑫担保別貸付金残高

該当ありません。

⑬使途別の貸付金残高及び構成比

該当ありません。

⑭業種別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合

該当ありません。

⑮規模別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合

該当ありません。

⑯有形固定資産及び有形固定資産合計の残高

(単位：百万円)

区分	平成20年度末	平成21年度末
土地	—	—
営業用	—	—
賃貸用	—	—
建物	11	12
営業用	11	12
賃貸用	—	—
建設仮勘定	—	—
営業用	—	—
賃貸用	—	—
合計	11	12
営業用	11	12
賃貸用	—	—
リース資産	—	6
その他の有形固定資産	21	26
有形固定資産合計	33	45

(5) 特別勘定に関する指標

①特別勘定資産残高

該当ありません。

②特別勘定資産

該当ありません。

③特別勘定運用収支

該当ありません。

## 計算書類

## (1) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	平成20年度 (平成21年3月31日現在)	平成21年度 (平成22年3月31日現在)
<b>(資産の部)</b>		
現金及び預貯金	442	925
現金	0	0
預貯金	441	925
有価証券	5,212	6,644
国債	1,907	2,308
地方債	100	100
社債	2,808	3,736
株式	56	56
外国証券	—	303
その他の証券	339	139
有形固定資産	33	45
建物	11	12
リース資産	—	6
その他の有形固定資産	21	26
無形固定資産	68	202
ソフトウェア	65	104
ソフトウェア仮勘定	—	95
リース資産	2	2
その他資産	2,199	1,899
未収保険料	75	48
代理店貸	0	—
未収金	307	376
未収収益	9	22
預託金	1	1
仮払金	15	36
保険業法第113条繰延資産	1,358	1,131
創立費	2	—
開業費	426	281
その他の資産	1	—
繰延税金資産	—	53
資産の部合計	7,955	9,770

科目	平成20年度 (平成21年3月31日現在)	平成21年度 (平成22年3月31日現在)
<b>(負債の部)</b>		
保険契約準備金	3,729	4,625
支払備金	523	500
責任準備金	3,206	4,125
その他負債	513	773
未払法人税等	44	40
預り金	14	17
未払金	189	362
仮受金	262	344
リース債務	2	8
賞与引当金	21	29
特別法上の準備金	0	1
価格変動準備金	0	1
負債の部合計	4,265	5,430
<b>(純資産の部)</b>		
資本金	4,100	4,350
資本剰余金	1,214	1,464
資本準備金	1,214	1,464
利益剰余金	△1,622	△1,498
その他利益剰余金	△1,622	△1,498
(繰越利益剰余金)	(△1,622)	(△1,498)
株主資本合計	3,691	4,315
その他有価証券評価差額金	△2	24
評価・換算差額等合計	△2	24
純資産の部合計	3,689	4,340
負債及び純資産の部合計	7,955	9,770

## (平成21年度貸借対照表の注記)

- 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。
  - 満期保有目的の債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法(定額法)によっております。
  - その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。  
なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法によっております。
  - その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法又は償却原価法によっております。
- 有形固定資産(リース資産は除く)の減価償却は、定率法によっております。
- 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を引き当てております。

- また、全ての債権については、資産の自己査定基準に基づき、各所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度の負担額を計上しております。
- 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
- 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、諸手数料及び集金費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- 保険業法第113条繰延資産は、同法の規定に基づき、その計上の翌事業年度から会社の成立後10年までの間に均等償却することとしております。
- 創立費は、旧商法施行規則の規定に基づき会社の成立後5年間で均等額を償却しております。
- 開業費は、5年間で償却しております。
- 有形固定資産の減価償却累計額は、42百万円であります。

1

計算書類

13. 支払備金及び責任準備金の内訳は次のとおりであります。

(1) 支払備金の内訳は次のとおりであります。

支払備金（出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く）	500百万円
同上にかかる出再支払備金	—百万円
差引（イ）	500百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金（ロ）	—百万円
計（イ+ロ）	500百万円

(2) 責任準備金の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金（出再責任準備金控除前）	3,631百万円
同上にかかる出再責任準備金	—百万円
差引（イ）	3,631百万円
その他の責任準備金（ロ）	493百万円
計（イ+ロ）	4,125百万円

14. 関係会社に対する金銭債権の総額は0百万円、金銭債務の総額は63百万円であります。

15. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は次のとおりであります。

(1) 繰延税金資産

繰越欠損金	759百万円
責任準備金	178百万円
支払備金	58百万円
有価証券評価損	24百万円
未払事業税	11百万円
賞与引当金繰入限度額超過額	10百万円
繰延資産償却限度額超過額	3百万円
一括償却資産償却限度額超過額	2百万円
減価償却限度額超過額	0百万円
その他	3百万円
繰延税金資産小計	1,052百万円
評価性引当額	△475百万円
繰延税金資産合計	577百万円
繰延税金負債との相殺	△523百万円
繰延税金資産の純額	53百万円

(2) 繰延税金負債

保険業法第113条繰延資産認容	△409百万円
開業費認容	△99百万円
その他有価証券評価差額金	△13百万円
繰延税金負債合計	△523百万円
繰延税金資産との相殺	523百万円
繰延税金負債の純額	—百万円

16. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳は次のとおりであります。

(単位：%)

法定実効税率	36.2
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	13.4
住民税均等割	14.5
繰越欠損金の減少による評価性引当金戻入	△151.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△87.3

17. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、主として保険業を行っております。保険業においては、ご契約者様からいただいた保険料を、将来の保険金支払に備えて、運用しております。運用にあたっては、保険業法などの関連法規に則り、健全性・流動性に留意しつつ、安定的な資産運用収益を確保することを目標としており、高格付の国内債券など円金利資産を中心とした資産運用を行っております。

②金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は、主として預貯金及び有価証券であり、発行体の信用リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

(イ) 信用リスクの管理

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、銘柄ごとの格付情報、財政状態や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

(ロ) 市場リスクの管理（価格変動リスクの管理）

有価証券のうち債券等については、定期的な時価や発行体の格付を把握し保有状況を継続的に見直しております。また有価証券のうち株式は、業務・資本提携を含む事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報は経営企画部を通じ、取締役会において定期的に報告されております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません（注）2.参照）。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預貯金	925	925	0
(2) 有価証券	6,588	6,618	29
資産計	7,514	7,544	29

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預貯金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

満期のある預金については、個別の預金ごとに、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

これらの時価について、債券は取引の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりであり、「(2) 有価証券」には含めておりません。

・非上場株式（貸借対照表計上額56百万円）

上記金融商品は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから時価開示の対象とはしておりません。

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

18. 1株当たりの純資産額は37,499円88銭であります。

なお、算定上の基礎である当期末純資産は4,340百万円であり、純資産の部の合計額から控除する金額はありません。また、普通株式の期末株式数は115,740.4株であります。

19. 事業年度末日後に、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象は生じておりません。

20. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

## (2) 損益計算書

(単位：百万円)

科目	平成20年度 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)	平成21年度 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)
経常収益	6,473	9,076
保険引受収益	6,441	9,003
正味収入保険料	6,441	8,980
支払備金戻入額	—	22
資産運用収益	31	70
利息及び配当金収入	30	70
有価証券売却益	0	0
その他経常収益	0	2
経常費用	7,749	8,892
保険引受費用	5,616	5,541
正味支払保険金	1,368	3,766
損害調査費	203	316
諸手数料及び集金費	314	538
支払備金繰入額	523	—
責任準備金繰入額	3,206	919
資産運用費用	66	—
有価証券評価損	66	—
営業費及び一般管理費	2,775	3,082
その他経常費用	179	268
支払利息	—	0
創立費償却額	2	2
開業費償却額	113	102
保険業法第113条繰延資産償却費	58	161
その他の経常費用	4	2
保険業法第113条繰延額	△888	—
経常利益	△1,275	183
特別損失	0	117
前期損益修正損	—	107
固定資産処分損	—	1
特別法上の準備金繰入額	0	0
価格変動準備金繰入額	0	0
その他特別損失	—	7
税引前当期純利益	△1,276	66
法人税及び住民税	9	9
法人税等調整額	—	△67
法人税等合計	9	△57
当期純利益	△1,286	124

### (平成21年度損益計算書の注記)

- 関係会社との取引による費用の総額は、548百万円であります。
- (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	8,980百万円
支払再保険料	—百万円
差引	8,980百万円
- (2) 正味支払保険料の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	3,766百万円
回収再保険金	—百万円
差引	3,766百万円
- (3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	538百万円
出再保険手数料	—百万円
差引	538百万円
- (4) 支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額(出再支払備金控除前、(□)に掲げる保険を除く)	△22百万円
同上にかかる出再支払備金繰入額	—百万円
差引(イ)	△22百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金繰入額(□)	—百万円
計(イ+□)	△22百万円
- (5) 責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前)	631百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	—百万円
差引(イ)	631百万円
その他の責任準備金繰入額(□)	287百万円
計(イ+□)	919百万円
- (6) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	1百万円
有価証券利息・配当金	69百万円
計	70百万円
- 1株当たりの当期純利益は1,170円64銭であります。  
 なお、算定上の基礎である当期純利益は124百万円であり、その全額が普通株式に係るものであります。また、普通株式の期中平均株式数は106,123.96株であります。

## 1

## 計算書類

4. 関連当事者との取引は次のとおりであります。  
親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	アニコム ホールディングス 株式会社	(被所有) 100%	役員の兼務4名 経営指導	経営指導料 (注1)	548	未払金	63
				増資の引受 (注2)	500	—	—

(注) 取引金額は税込みで表示しております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社が委託する経営指導及び業務委託内容を勘案した上で、会社の事業規模等により決定しております。

(注2) 当社が行った株主割当増資を1株50,000円で引き受けたものです。

5. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

## (3) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	平成20年度 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)	平成21年度 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)
<b>I 営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益 (△は損失)	△1,276	66
減価償却費	22	32
支払備金の増減額 (△は減少)	523	△22
責任準備金の増減額 (△は減少)	3,206	919
賞与引当金の増減額 (△は減少)	10	8
価格変動準備金の増減額 (△は減少)	0	0
利息及び配当金収入	△30	△70
株式交付費	—	1
有価証券関係損益 (△は益)	66	△0
その他資産 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は増加)	△1,065	186
その他負債 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は減少)	217	321
小計	1,674	1,444
利息及び配当金の受取額	21	57
利息の支払額	—	△0
法人税等の支払額	△3	△9
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>1,692</b>	<b>1,492</b>
<b>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
預貯金の純増減額 (△は増加)	△110	△190
有価証券の取得による支出	△4,891	△2,745
有価証券の売却・償還による収入	2,409	1,350
資産運用活動計 (営業活動及び資産運用活動計)	△2,592	△1,585
	(△899)	(△93)
有形固定資産の取得による支出	△56	△15
その他	△1	△94
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△2,649</b>	<b>△1,695</b>
<b>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
リース債務の返済による支出	—	△1
株式の発行による収入	1,200	498
その他	△0	—
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>1,199</b>	<b>496</b>
<b>IV 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)</b>	<b>242</b>	<b>293</b>
<b>V 現金及び現金同等物期首残高</b>	<b>89</b>	<b>332</b>
<b>VI 現金及び現金同等物期末残高</b>	<b>332</b>	<b>625</b>

## (平成21年度キャッシュ・フロー計算書の注記)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係  
(平成22年3月31日現在)

現金及び預貯金	925百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△300百万円
現金及び現金同等物	625百万円

2. 重要な非資金取引の内容  
非資金取引について記載すべき重要なものはありません。
3. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。
4. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

#### (4) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科目	平成20年度 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)	平成21年度 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)
株主資本		
資本金		
前期末残高	3,500	4,100
当期変動額		
新株の発行	600	250
当期変動額合計	600	250
当期末残高	4,100	4,350
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	614	1,214
当期変動額		
新株の発行	600	250
当期変動額合計	600	250
当期末残高	1,214	1,464
資本剰余金合計		
前期末残高	614	1,214
当期変動額		
新株の発行	600	250
当期変動額合計	600	250
当期末残高	1,214	1,464
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	△336	△1,622
当期変動額		
当期純利益	△1,286	124
当期変動額合計	△1,286	124
当期末残高	△1,622	△1,498
利益剰余金合計		
前期末残高	△336	△1,622
当期変動額		
当期純利益	△1,286	124
当期変動額合計	△1,286	124
当期末残高	△1,622	△1,498

## 計算書類

(単位：百万円)

科目	平成20年度 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)	平成21年度 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)
株主資本合計		
前期末残高	3,777	3,691
当期変動額		
新株の発行	1,200	500
当期純利益	△1,286	124
当期変動額合計	△86	624
当期末残高	3,691	4,315
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	4	△2
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△6	26
当期変動額合計	△6	26
当期末残高	△2	24
評価・換算差額等合計		
前期末残高	4	△2
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△6	26
当期変動額合計	△6	26
当期末残高	△2	24
純資産合計		
前期末残高	3,782	3,689
当期変動額		
新株の発行	1,200	500
当期純利益	△1,286	124
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△6	26
当期変動額合計	△93	650
当期末残高	3,689	4,340

## (平成21年度株主資本等変動計算書の注記)

発行済株式の種類及び総数は次のとおりであります。

(単位：株)

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	105,740.4	10,000	—	115,740.4

(注) 普通株式の株式数の増加10,000株は、新株の発行による増加であります。

## 2

## リスク管理債権

(1) 破綻先債権	該当ありません。
(2) 延滞債権	該当ありません。
(3) 3ヵ月以上延滞債権	該当ありません。
(4) 貸付条件緩和債権	該当ありません。
(5) リスク管理債権の合計額	該当ありません。

## 3

## 債務者区分に基づいて区分された債権

(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	該当ありません。
(2) 危険債権	該当ありません。
(3) 要管理債権	該当ありません。
(4) 正常債権	該当ありません。

## 4

## ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

項目	平成20年度末	平成21年度末
(A) ソルベンシー・マージン総額	2,108	3,432
資本金等（純資産の部の合計額から社外流出予定額、評価・換算差額等及び繰延資産を控除した額）	1,904	2,902
価格変動準備金	0	1
危険準備金	—	—
異常危険準備金	206	493
一般貸倒引当金	—	—
その他有価証券の評価差額（税効果控除前）	△2	34
土地の含み損益	—	—
払戻積立金超過額	—	—
負債性資本調達手段等	—	—
控除項目	—	—
その他	—	—
(B) リスクの合計額	665	1,466
$\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2}+R_5+R_6$		
一般保険リスク (R <sub>1</sub> )	643	1,419
第三分野保険の保険リスク (R <sub>2</sub> )	—	—
予定利率リスク (R <sub>3</sub> )	—	—
資産運用リスク (R <sub>4</sub> )	49	82
経営管理リスク (R <sub>5</sub> )	20	45
巨大災害リスク (R <sub>6</sub> )	—	—
(C) ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) × 1/2}] × 100	633.3%	468.0%

(注) 上記の金額及び数値は、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

## 【ソルベンシー・マージン比率】

- ・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」（上表の(B)）に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」（すなわちソルベンシー・マージン総額：上表の(A)）の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」（上表の(C)）であります。
- ・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
  - ①保険引受上の危険（一般保険リスク）：保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（第三分野保険の保険リスク）（巨大災害に係る危険を除く）
  - ②予定利率上の危険（予定利率リスク）：積立保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
  - ③資産運用上の危険（資産運用リスク）：保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
  - ④経営管理上の危険（経営管理リスク）：業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③及び⑤以外のもの
  - ⑤巨大災害に係る危険（巨大災害リスク）：通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険

「損害保険会社が有している資本金・準備金等の支払余力」（ソルベンシー・マージン総額）とは、損害保険会社の純資産（社外流出予定額等を除く）、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み益の一部等の総額であります。

ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

## 時価情報

## (1) 有価証券

&lt;平成20年度&gt;

① 売買目的有価証券 該当ありません。

② 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

区分		平成20年度末		
		貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	1,406	1,421	15
	小計	1,406	1,421	15
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	1,308	1,299	△9
	小計	1,308	1,299	△9
合計		2,714	2,720	5

③ その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

区分		平成20年度末		
		取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債	495	499	4
	小計	495	499	4
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債	1,608	1,601	△6
	小計	1,608	1,601	△6
合計		2,104	2,101	△2

④ 時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額

(a) 満期保有目的の債券 該当ありません。

(b) その他有価証券

(単位：百万円)

種類	平成20年度末
株式	56
その他	339

&lt;平成21年度&gt;

① 売買目的有価証券 該当ありません。

② 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

区分		平成21年度末		
		貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	2,009	2,039	29
	小計	2,009	2,039	29
合計		2,009	2,039	29

③ その他有価証券

(単位：百万円)

区分		平成21年度末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債	3,046	3,008	37
	外国証券	303	298	5
	その他	139	139	—
	小計	3,489	3,446	43
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債	1,088	1,094	△5
	小計	1,088	1,094	△5
合計		4,578	4,540	38

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は、上表に含めておりません。

(2) 金銭の信託

該当ありません。

(3) デリバティブ取引

該当ありません。

(4) 保険業法に規定する金融等のデリバティブ取引

該当ありません。

(5) 先物外国為替取引

該当ありません。

(6) 有価証券関連デリバティブ取引

該当ありません。

(7) 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引

該当ありません。

## 会計監査及び代表者による財務諸表に関する確認書

### (1) 会計監査

当社は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びその附属明細書について、あらた監査法人の監査を受けており、監査報告書を受領しています。

### (2) 財務諸表の適正性及び財務諸表等作成に関する内部監査の有効性の確認

当社代表者は、財務諸表等についての適正性及び財務諸表等作成にかかる内部監査の有効性について、以下のとおり確認しています。

2010年6月28日

#### 確 認 書

アニコム損害保険株式会社  
代表取締役社長 小森伸昭

私は、当社の2009年4月1日から2010年3月31日までの第5期事業年度にかかる財務諸表に記載した事項について確認したところ、すべての重要な点において適正に表示していることを確認いたしました。

また、当該確認を行うにあたり、下記のとおり、財務諸表等を適正に作成する内部管理体制が整備され、有効に機能していることを確認いたしました。

#### 記

1. 財務諸表の作成にあたって、その業務分担、所管部署が明確化されており、所管部署において適切に業務を遂行する体制を整備しております。
2. すべての部署から独立した内部監査部門により、所属部門における内部管理体制の適切性・有効性を検証し、重要な事項については取締役会等へ適切に報告する体制を整備しております。
3. 当社の重要な経営情報や業務執行状況については、取締役会等へ適切に付議・報告されております。

以上

# 損害保険用語の解説

## ■ か行

### 【価格変動準備金】

保険会社が保有する株式・債券等の価格変動による損失に備えることを目的とした準備金です。

### 【クーリングオフ】

契約の取り消し請求権のことです。損害保険の場合には、保険業法の定めにより、保険期間が1年を超える個人契約について、契約の申込日からその日を含め8日以内であれば契約の取り消しができる場合があります。

### 【契約の解除】

保険契約者または保険会社の意思により契約を消滅させることを、解除といいます。具体的には、保険契約者からの申し出による解除(いわゆる解約のことです。)、告知義務・通知義務違反による保険会社からの解除などがあります。

### 【契約の失効】

すでに有効に成立している契約が、将来に向かって効力を失うことを、失効といいます。具体的には、保険の対象であるペットが死亡した場合に、その保険契約は失効となります。

### 【告知義務】

保険契約者は保険を契約する際に、保険会社に対して重要な事実を申し出いただくこと、及び重要な事項について事実と反することを申し出てはならないという義務をいいます。

## ■ さ行

### 【再保険】

保険会社が引き受けた元受保険契約に基づく保険金支払責任のすべて、あるいは一部分について別の保険会社に保険を付すことです。再保険することを出再保険、再保険を引き受けることを受再保険といいます。

### 【再保険料】

再保険に際して支払われる保険料のことをいいます。

### 【事業費】

保険会社の事業上の経費で、損害調査費、営業費及び一般管理費、諸手数料及び集金費を総称したものです。

### 【支払備金】

決算日までに発生した保険事故で保険金が未払いのものについて、保険金支払いのために積み立てる準備金です。

### 【責任準備金】

将来の保険金支払いなどの保険契約上保険会社が負う債務に対して、あらかじめ保険会社が積み立てる準備金です。

## 【ソルベンシー・マージン比率】

巨大災害の発生や、保有資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超えて発生しうる危険に対する、資本金・準備金等の支払余力の割合を示す指標のひとつです。行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用されており、この数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

## 【損害保険契約者保護機構】

引受保険会社が破綻した場合に保険金等を補償する仕組みで、すべての損害保険会社が加入しています。

## 【損害率】

支払保険金の収入保険料に対する比率をいいます。保険会社の経営分析や保険料率の算定に用いられます。通常は正味保険金に損害調査費を加えて正味保険料で除した割合を指します。

## ■ た行

### 【大数の法則】

サイコロを振って1の目が出る確率は、振る回数を増やせば増やすほど6分の1に近づきます。すなわち、ある独立的に起こる事象について、それが大量に観察されればある事象の発生する確率が一定値に近づくということであり、これを大数の法則といいます。個々人にとっては偶発的な事故であっても、大量に観察することによってその発生率を全体として予測できるということになります。保険料算出の基礎数値の一つである保険事故の発生率は、大数の法則に立脚した統計的確率にはかたがたなりません。

### 【重複保険】

同一の被保険利益について、保険期間の全部または一部を共通にする複数の保険契約が存在する場合、また、複数の保険契約の保険金額(契約金額)の合計額が保険価額(保険の対象であるものの実際の価額)を超えている場合をいいます。

### 【通知義務】

保険を契約した後、保険の対象を譲渡するなど契約内容に変更が生じた場合に、保険契約者または被保険者に保険会社へ連絡していただく義務をいいます。

## ■ は行

### 【被保険者】

保険の補償を受けられる方をいいます。保険契約者と同一人のこともあれば、別人のこともあります。

# 損害保険用語の解説

## 【被保険利益】

あるものに偶然な事故が発生することにより、ある人が損害を被るおそれがある場合に、そのある人とあるものとの間にある利害関係を被保険利益といいます。損害保険契約は損害に対し保険金をお支払いすることを目的とすることから、その契約が有効に成立するためには、被保険利益の存在が前提となります。

## 【保険期間】

保険の契約期間、すなわち保険会社の責任の存続期間です。この期間内に保険事故が発生した場合のみ保険会社は保険金を支払います。ただし、保険期間中であっても保険料の払い込み以前に生じた損害は、原則として保険金のお支払いの対象となりません。

## 【保険金】

保険事故により損害が生じた場合に、保険会社が被保険者に支払う金銭をいいます。

## 【保険金額】

ご契約金額のことをいいます。保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額です。その金額は、保険契約者と保険会社との契約によって定められています。

## 【保険契約者】

自己の名前で保険会社に対し保険契約の申し込みをする人をいいます。契約が成立すれば、保険料の支払義務を負います。

## 【保険契約準備金】

保険会社が保険契約に基づく責任を遂行するために積み立てる準備金で、前述の支払備金及び責任準備金があります。

## 【保険事故】

保険契約において、保険会社がその事実の発生を条件として保険金の支払いを約束した偶然な事実をいいます。

## 【保険証券】

保険契約の成立及びその内容を証明するために、保険会社が作成して保険契約者に交付する文書のことをいいます。

## 【保険の対象（保険の目的）】

保険を付ける対象のことをいいます。ペット保険ではペットがこれにあたります。

## 【保険引受利益】

正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金・損害調査費等の保険引受費用と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したもので、保険本業での最終的な損益を示すものです。

## 【保険約款】

保険契約の内容を定めたものです。保険約款は保険契約に共通の契約内容を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を補足・修正する特別約款（特約）から構成されます。

## 【保険料】

被保険者の被る危険を保険会社が負担する対価として、保険契約者が保険会社に支払う金銭をいいます。

## 【保険料即収の原則】

契約の締結と同時に保険会社が保険料の全額を領収しなければならないという原則のことです。

## ■ま行

### 【免責】

保険金が支払われない場合のことをいいます。保険会社は保険事故が発生した場合には、保険金支払いの義務を負いますが、保険約款に定められた特定の事項についてはその義務を免れることになっています。例えば、保険契約者等の故意による事故、地震、噴火、津波等による事故などがあります。

### 【免責金額】

保険契約者の保険料負担の軽減を目的として、小損害を自己負担にするために設定する金額のことで、免責金額を超える損害については、通常、免責金額を控除した金額が支払われます。

### 【元受保険料】

保険会社が元受保険契約に基づき保険契約者から受け取る保険料のことです。



ペットはいません。家族ならいますが。

ディスクロージャー誌  
アニコム損害保険の現状 2010  
2010年7月発行

---

アニコム損害保険株式会社 経営企画部  
〒161-8546 東京都新宿区下落合1-5-22 アリミノビル2階  
03-5348-3777 <http://www.anicom-sompo.co.jp/>

